

# 決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 古手川 正治

## 1 日 時

平成29年10月6日（金） 午前10時03分から  
午後 3時12分まで

## 2 場 所

本会議場

## 3 出席した委員の氏名

古手川正治、土居昌弘、志村学、衛藤博昭、森誠一、大友栄二、井上明夫、  
木村親次、毛利正徳、濱田洋、元吉俊博、後藤慎太郎、三浦正臣、藤田正道、  
小嶋秀行、尾島保彦、玉田輝義、戸高賢史、河野成司、堤栄三

## 4 欠席した委員の氏名

馬場林

## 5 出席した委員外議員の氏名

木田昇

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

福祉保健部長 長谷尾雅通、土木建築部長 阿部洋祐、警察本部長 太刀川浩一  
ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

- (1) 第92号議案平成28年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、第94号議案平成28年度大分県母子父子寡婦福祉資金特別会計歳入歳出決算の認定について、第100号議案平成28年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び第101号議案大分県港湾施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	長友玉美
議事課委員会班	課長補佐（総括）	小野清志
議事課議事調整班	副主幹	秋本昇二郎
議事課委員会班	主任	木付浩介

# 決算特別委員会次第

日時：平成29年10月6日（金）10：00～

場所：本会議場

## 1 開 会

## 2 部局別決算審査

- (1) 福祉保健部
  - ①決算説明
  - ②質疑・応答
  - ③内部協議
- (2) 土木建築部
  - ①決算説明
  - ②質疑・応答
  - ③内部協議
- (3) 警察本部
  - ①決算説明
  - ②質疑・応答
  - ③内部協議

## 3 その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

**土居副委員長** ただ今から、本日の委員会を開きます。

この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、福祉保健部、土木建築部及び警察本部の部局別審査を行います。

これより、福祉保健部関係の審査に入ります。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、福祉保健部長及び関係課室長の説明を求めます。

**長谷尾福祉保健部長** それでは、福祉保健部関係の審査をよろしくお願い申し上げます。

初めに、平成27年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況について説明申し上げます。お手元の平成27年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の3ページをお開き願います。

福祉保健部関係で指摘を受けたのは3件でございます。うち2件は収入未済額についての指摘でございました。

まず、児童措置費負担金についてでございます。

県が児童福祉施設等へ児童を入所措置した場合、措置費の全部又は一部を、本人又は扶養義務者の負担能力に応じまして児童措置費負担金として徴収しております。

平成28年度末の収入未済額は、約4,796万円となっております。前年度に比べ約21万円増加しています。徴収率については現年度分が47.4%、過年度分については4.2%となっており、いずれも徴収率が低い状況でございます。

その原因といたしまして、納入意識の乏しい保護者が多く見られること、また保護者の失業、疾病、借金などによる生活の困窮などとなっております。

こうしたことから、児童相談所において、

措置開始時に保護者に対し、適切な指導を徹底するとともに、徴収事務を行っている市の福祉事務所や県の保健所地域福祉室で保護者の家庭状況等の情報を共有するなど、連携強化に取り組んできました。

また、7月から8月と12月を徴収強化月間とし、電話・家庭訪問による催告等を集中的に実施してきたところです。今後も市福祉事務所等と更なる連携を図りながら、措置開始直後の未納者へ働き掛けるなど、効果的な納入指導によりまして、引き続き収入未済の解消と新たな発生防止に努めてまいります。

続きまして、4ページをお開き願います。母子父子寡婦福祉資金貸付金の収入未済についてでございます。

この貸付金は、母子家庭等の経済的自立と生活意欲の助長を図るものでございまして、多くの方は、期限内の償還が困難な場合でも長期間にわたって完納している状況でございます。昭和28年の制度発足以来の償還率は98.3%となっております。

償還状況については、現年度分は84%前後で推移しているものの、過年度分が10%前後となっており、過年度分収入未済額の縮減が課題でございます。

そこで、毎年8月と12月の償還強化月間における長期・大口滞納者を中心とした電話による催告や家庭訪問の集中的な実施に加えまして、平成25年10月からは、違約金の徴収を行うこと等によりまして、納入指導や償還の意識付けの強化を図っているところです。

こうした取組に加え、27年度からは最終納付があった後、2年以上経過している債権に係る回収を民間の債権回収会社に委託しておりまして、28年度は280万円を回収することができました。さらに、今年度は債権回収会社の社員を講師とした研修会を開催し、徴収能力の向上を図ります。

今後もこのような取組によりまして、収入未済の解消と新たな発生の防止に努めてまいります。

ページが飛びますが、12ページをお開き願います。県民の結婚、妊娠・出産の希望を叶える取組についてでございます。

人口減少を食い止めるため、自然増に向けた取組を進めることが重要であることから、子育て満足度日本一の実現を目標に掲げまして、各般の施策を推進しています。

出合いや結婚の気運醸成では、テレビCMやYouTubeで動画配信等を行うとともに、広域的な婚活イベントも実施しております。また、昨年度から県内全市町村が結婚支援の事業に取り組むこととなりまして、この動きは、企業・団体にも広がっています。

特定不妊治療費の助成等については、県庁ホームページや情報誌に掲載するとともに、各産婦人科医療機関でのパンフレットの配布やラジオ等による広報で制度の周知に努めてまいりました。

これらの取組によりまして、平成28年の合計特殊出生率は1.65ということで、伸び幅0.06は全国一位となるなど、成果の兆しも現れつつあり、今後も引き続き、出合いから結婚、妊娠・出産、子育てまで切れ目ない支援を推進してまいります。

次にお手元の冊子、平成28年度における主要な施策の成果により、当部の主要事業の執行状況等について御説明申し上げます。

まず、41ページをお開き願います。保育士確保対策事業でございます。

1の現状・課題、目的にありますとおり、この事業は待機児童を解消するため、保育の担い手の確保を図る必要があることから、2の事業内容の活動名及び活動内容にありますとおり、保育士修学資金等の貸付けや保育士の就職あっせんや就職フェアの開催を行い、保育士・保育所支援センターの運営委託を行ったものでございます。また、子育て支援員研修を実施しております。

3の事業の成果についてですが、保育士・

保育所支援センターに再就職支援コーディネーターを配置し、きめ細かな就職あっせんを行ったほか、保育のしごと就職フェアの開催等により、潜在保育士の再就職を促進することができました。

4の今後の課題と方向性等は、継続・見直しでございますけれども、今年度は各種貸付制度の周知徹底や福岡を中心とした県外を含む養成施設に対しましてフェアへの参加を呼びかけたところでございます。子育て支援員研修の受講定員の拡大と受講修了者に対するフォローアップ研修も実施しまして、子育て支援員の増加と保育スキル向上を図っているところでございます。

次に、45ページをお開きください。子どもの貧困対策推進体制整備事業でございます。

この事業は、子どもの貧困問題の早期発見、早期支援のための組織体制を整備するとともに、問題解決に向けた気運の醸成を図るため、事業内容にありますとおり、教職員等に対する子どもの貧困問題への対応力強化のための研修会、市町村要保護児童対策地域協議会にスクールソーシャルワーカー等をアドバイザーとして派遣、また子どもの貧困問題に関するシンポジウムを開催したものでございます。

事業の成果については、市町村要対協での研修会を通じた、貧困問題の意識の広がりを図りましたが、研修は9市町村にとどまっております。

今後の方向性は継続・見直しでございますけれども、スクールソーシャルワーカーが抱える困難ケース等を市町村の枠を超えて広域的に検討するための会議や、児童生徒向けの支援策をまとめたハンドブックの作成・配布などを実施することとしております。

次に、50ページをお開き願います。みんなが進める健康づくり事業でございます。

この事業は、県民運動としての気運醸成を図るとともに、健康を気遣う余裕のない人も自然と健康になれる環境づくりを促進するため、事業内容にありますとおり、従業員の健康支援を通じて会社の利益を生もうとする健

康経営事業所の拡大、官民一体となった健康寿命日本一おおい創造会議の開催、うま塩プロジェクトによる食生活の減塩化を図ったところでございます。

事業の成果については、27年度に比べ健康経営事業所認定数を大幅に増やすことができました。

今後の方向性は継続・見直しでございますけれども、引き続き創造会議や県民大会の開催、訪問等による健康経営事業所登録数・認定数の増加を図るとともに、働き世代の健康無関心層をターゲットとしたインセンティブを付与したスマホの健康アプリの開発・運用等を行い、自然と健康になれる環境づくりを行ってまいります。

次に59ページをお願いいたします。いきいき高齢者地域活動推進事業でございます。

高齢者の社会参加促進による地域社会の活力向上を図るため、高齢者が地域を支える担い手となるよう、事業内容にありますとおり、高齢者による生活支援サービスや介護補助等の事業立ち上げ支援のほか、元気な高齢者が高齢者を支える担い手となるための講座の開催等を行いました。

事業の成果についてですが、おおいアクティブシニア養成講座の開催によりまして、社会貢献活動等に意欲のある高齢者に対し、必要な知識や実践力が養われ、元気高齢者地域活動応援事業により、生活支援サービスや地域貢献活動等、高齢者の地域での活動につながったところでございます。

今後の方向性は継続・見直しですが、引き続き高齢者世帯等に対する生活支援などに取り組む高齢者の人材育成や高齢者の相互支援の仕組みづくりを推進するとともに、老人クラブを中心に地域活動等を実施する団体に対して広報を推進してまいります。

63ページをお開きください。障がい者差別解消・権利擁護推進事業でございます。

この事業は昨年4月に制定いたしました、障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例に基づきまして、障がいを

理由とする差別の解消や合理的配慮の提供を推進するため、事業内容にありますとおり、相談支援体制等を整備するとともに手話や点字などのコミュニケーション支援の充実や普及啓発事業等を実施するものでございます。

事業の成果については、障害者差別解消法や県条例の普及啓発により、県内市町村において障がいを理由とする差別の解消に対する取組が推進されました。

今後の方向性は継続・見直しでございますけれども、障がいを理由とする差別解消に向けた更なる普及啓発や、ICT技術を活用した新たなコミュニケーション支援等を推進してまいります。

少し飛びまして、67ページをお開き願います。障がい者就労環境づくり推進事業でございます。

この事業は、民間企業での障がい者雇用を促進し、雇用率日本一を達成するため、障がい者雇用アドバイザーが幅広く企業を個別訪問し、障がい者を雇用するための仕事の切り出し等について助言を行うものでございます。

事業の成果について、昨年の本県の実雇用率は2.46%と目標を達成することはできませんでしたが、前年度から0.03%上昇し、順位は全国第3位となっております。

今後の方向性は継続・見直しでございますけれども、今年度からはアドバイザーを倍増いたしまして、訪問対象を全業種に拡大するとともに、一般就労が可能な知的、精神障がいの掘り起こしのため、福祉的就労事業所の訪問等を実施してまいります。

69ページをお開き願います。地域のつながり応援事業でございます。

この事業は、市町村や県・市町村社会福祉協議会等と協働いたしまして、地域のつながりの再構築を図るものでございます。成年後見制度の推進に向けた関係機関との連携強化を図るための大分県成年後見制度推進連絡会議を開催するとともに、サロン活動の拡充を図るための助成や圏域別交流会の開催等を実施したものでございます。

事業の成果についてですが、住民がサロン等交流の場に参加できる自治会の割合が62.1%となり目標値を達成することができました。

今後の方向性は継続・見直しですけれども、引き続き支援の継続によりまして、サロン活動の活性化に努めるとともに、市町村長申立や法人型後見等の推進を通じて成年後見制度の利用促進策に取り組んでまいります。

続いて、平成28年度の行政監査及び包括外部監査の結果のうち、当部関係について御報告いたします。

お手元の資料、平成28年度行政監査・包括外部監査の結果の概要を御覧いただきたいと思えます。

3ページをお開き願います。まず、行政監査に関してでございます。

一番下の施設の耐震化等利用者の安全対策についてでございます。北部保健所執務室内のキャビネットに対して転倒防止対策を行っていなかったため指摘を受けたものでございまして、これについては早速、固定金具を取り付け、転倒防止対策を行いました。

次に、4ページの上から3番目と4番目、指定管理施設における管理責任の明確化についてでございます。

指定管理者制度運用ガイドラインでは、施設所管課は年に2回以上実地調査を行うこととなっておりますが、社会福祉介護研修センターでは実際には1回しか行っていなかったため指摘を受けたものでございます。また、2回以上の実地調査のうち、1回は土木建築部職員と同行した上で調査を行わなければならないところ、土木建築部職員による県有建築物保全調査のみ実施し、施設所管課が行うべき実地調査を実施しなかったため指摘を受けたものでございます。

今年度は8月末に1回目の実地調査を行ったところでございまして、来年1月に2回目の調査を滞りなく行うように予定いたしております。

次に、包括外部監査でございます。

28年度は、健康・医療・高齢者福祉に係る事業についてをテーマに実施されまして、当部は監査の結果を28件、意見を11件頂きました。結果28件のうち、不備事項とされた4件を中心に御説明申し上げます。

まず、8ページをお開き願いたいと思えます。一番下、医師確保緊急対策事業についての不備事項ですが、資金を貸し付ける際に提出してもらう借用証書の記載不備について指摘を受けたものでございます。

また、次の9ページの上から2番目、おおいた医学生就学サポート事業についての不備事項も同様に、借用証書の記載不備について指摘を受けたものでございます。

いずれも、今後は記載不備のないよう対応してまいります。

10ページをお願いします。一番下、介護サービス基盤整備事業についての不備事項でございます。

補助事業完了後に提出が必要な完了確認検査調書に不備があったことについて指摘を受けたものでございまして、これについては、既に必要な書類を徴取したところでございます。

次に、11ページでございます。一番下、大分県医療計画の不備事項についてでございます。

5疾病5事業及び在宅医療の12協議会のうち、平成25年に計画策定して以降、27年度まで一度も開催されていない協議会があるとの指摘を受けたものでございまして、今後は協議会を適宜開催し、進捗管理を徹底してまいります。

また開催した協議会について、結果の公表をしていないという指摘も受けましたので、今後は県のホームページで公表していくこととしております。

最後に、監査の意見についてでございます。

頂いた意見は15ページから17ページにかけて記載されています。

まず、15ページをお開き願います。上から4番目、医療・介護スタッフの量的・質的

確保についてなど貴重な意見につきましては、これからよく検討させていただくとともに、その他の意見についても、今後参考にさせていただきたいと考えております。

以上、私からの説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

**前田福祉保健企画課長** 福祉保健部一般会計の歳入歳出決算の主な事項について説明いたします。

まず、お手元の平成28年度決算附属調書の4ページをお開きください。歳入決算額の予算に対する増減額でございます。

科目欄の中ほど、保健環境費国庫補助金の増収となったものの上から3番目、保健事業費等補助金1,469万6,820円の増ですけれども、これは肝炎総合対策推進事業費の肝炎患者治療費委託料等に対する国の交付額が見込みを上回ったことによるものでございます。

次に、9ページをお開きください。科目欄の上から5番目、地域医療介護総合確保基金繰入金1,615万1,573円の減でございます。これは地域医療従事者確保・養成事業費における医療機関等に対する補助金の所要額が見込みを下回ったことによるものでございます。

続きまして、14ページをお開きください。不用額についてでございます。

科目欄中ほどの福祉生活費のうち、社会福祉費の上から5番目、障がい者福祉費1億253万209円ですけれども、これは障がい者精神通院医療費給付事業費の通院医療費委託料等が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、同じく福祉生活費の中ほど、児童福祉費の二つ目、児童保護費1億5,709万5,003円ですけれども、これは市町村の子育て支援に資する取組等を推進するための、地域子ども・子育て支援事業費の補助金等が見込みを下回ったことなどによるものでございます。

続きまして、21ページをお開きください。

収入未済額についてでございます。

科目欄の下の方、分担金及び負担金中、福祉生活費負担金のうち右の課名欄、こども・家庭支援課分、3,792万7,845円です。これは児童を児童養護施設等に入所措置した場合に、保護者等から徴収する児童措置費負担金が、納入義務者である保護者の生活困窮等により、収入未済となったものでございます。

次に、51ページをお開きください。母子父子寡婦福祉資金特別会計における収入未済額について御説明します。

科目欄の始めにあります、母子父子寡婦福祉資金の貸付金元利収入9,974万9,405円ですけれども、これは納入義務者である母子家庭の生活困窮等により収入未済となったものでございます。

歳入決算については以上でございます。

次に、歳出決算の主な事業について、別冊の平成28年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書等により御説明いたします。

まず、福祉保健企画課関係でございますが、69ページをお開きください。

歳出の主な事業について説明いたします。

第3項保健所費第1目保健所費のうち事業説明欄の上から2番目、地域の健康課題みえる化促進事業、決算額1,456万980円です。

お手数ですが、お手元の主要な施策の成果の51ページを併せてお開きいただければと思います。

51ページに施策の成果ということで御報告させていただいておりますが、2の事業内容にございますように、運動や食生活、喫煙等の県民アンケート調査を実施し、健康課題の要因となる生活習慣等の市町村ごとの地域差を明らかにしたものでございます。

私からは以上でございますが、以降、福祉保健部の歳出の主な事業については、各所属長から説明いたします。

**壁村地域福祉推進室長** 続いて、地域福祉推進室関係の決算状況について説明を申し上げます。

ます。

事業別説明書の63ページをお開きください。事業説明欄の上から三つ目、生活困窮者自立支援事業、決算額2,548万5,426円です。お手数ですが、主要な施策の成果の71ページも併せて御覧ください。

これは、県が所管する町村部について生活困窮者の相談員を配置し、総合的な相談支援を実施するとともに、生活困窮の可能性のある方を早期発見できるよう、相談員の質の向上を図るための研修を実施したものでございます。

次に、事業別説明書の67ページをお開きください。上の第2目扶助費の事業説明欄、生活保護費、決算額17億925万9,536円でございます。これは、生活保護に要した経費ですが、具体的には県に実施責任があります町村分の生活保護費等でございます。**廣瀬医療政策課長** 医療政策課関係について御説明申し上げます。

同じ資料の73ページをお開きください。事業説明欄の上から4番目、医療提供体制施設整備事業費、決算額3億8,410万5千円でございます。

これは患者の療養環境改善や安全対策のため、医療施設が行うスプリンクラーの設置や地球温暖化対策のために必要な空調設備等の整備に対して補助をしたものでございます。

また下の、翌年度繰越額1,388万1千円につきましては、看護職員の確保のために看護師宿舎を整備いたします竹田市医師会病院に対して補助を実施するものでございます。

ちなみに、今年度の6月に完成したところでございます。

**芦刈薬務室長** 薬務室関係について説明申し上げます。

事業別説明書の74ページをお開きください。第5項薬務生活衛生費第2目薬務費のうち、事業説明欄にあります薬務取締費、決算額1,200万1,615円です。

これは、医薬品等製造・販売業者に対する監視・指導、毒物劇物取扱者試験の実施、薬

務関係情報システムの運用等に要した経費です。

**藤内健康づくり支援課長** 健康づくり支援課関係の決算状況について御説明申し上げます。

同じ資料の80ページを御覧ください。事業説明欄の2番目、エボラ出血熱等感染症対策推進事業費、決算額838万7,684円です。

これは、エボラ出血熱などの県内での患者発生時に備えるため、患者移送車の更新やアイソレータを整備するとともに、個人防護具の更新や一類感染症指導者の養成に要した経費です。

**藤丸国保医療課長** 国保医療課関係について御説明申し上げます。

同じ資料の77ページを御覧ください。第5目国民健康保険指導費のうち、事業説明欄の1番目にあります国民健康保険基盤安定化事業費、決算額119億7,433万9,677円です。そのうち最初の項目の保険基盤安定事業費負担金45億1,015万8,292円は、市町村が低所得者を対象に行う国民健康保険税の軽減措置に対し、県が一定割合を負担したものです。

次に、事業名欄上から4番目の大分県国民健康保険財政安定化基金積立金、決算額3億5,733万7,350円でございます。

これは、平成30年度から医療給付費の増加や保険税の収納不足により財源が不足する市町村に対して貸付け等を行うことができるよう、積立てを行ったものでございます。

続きまして、81ページをお開きください。事業説明欄の一番下、後期高齢者医療等推進事業費、決算額182億3,668万7,891円です。最初の項目の後期高齢者療養給付費負担金146億597万3,692円は、後期高齢者医療費の一部を県が定率負担したものでございます。

**清末高齢者福祉課長** 高齢者福祉課関係について御説明申し上げます。

同じ資料の86ページをお開きください。事業説明欄上から2番目の若年性認知症相談

支援体制整備事業費、決算額 350万5,475円です。

これは、若年性認知症の人や家族に対して医療・福祉・就労等の総合的な支援を行うため、若年性認知症コーディネーターを配置するとともに、関係機関を対象とした会議や研修会を開催したものでございます。

次に、87ページを御覧ください。事業説明欄4番目の介護保険給付県負担金、決算額151億6,382万300円です。

これは、介護保険法に基づき市町村が行う介護給付及び予防給付に要した経費の一部並びに要支援・要介護状態等になる前からの介護予防を推進する地域支援事業に要した経費の一部を負担したものです。

**二日市こども未来課長** こども未来課関係について御説明申し上げます。

同仕事業別説明書の91ページをお開きください。事業説明欄の下から三つ目、保育所等機能強化事業費、決算額372万7,023円でございます。

この事業は、多様な保育サービスの質・量を充実させるため、保育の担い手である保育士等に対する専門研修等を実施することにより、地域における保育所等の機能強化を図ったものです。

**大戸こども・家庭支援課長** こども・家庭支援課関係について説明申し上げます。

事業別説明書の96ページをお開きください。事業説明欄の一番上にあります、児童養護施設退所者等支援強化事業費、決算額920万8千円です。

この事業は、児童養護施設等の入所児童及び退所児童に対して、児童アフターケアセンターおおいた等の専門的支援経験者が施設職員とともに生活訓練や就労支援等を行い、児童の生活安定など社会的養護の充実と強化を図ったものでございます。

次に、98ページをお開きください。母子父子寡婦福祉資金特別会計の第1目貸付金にございます、母子父子寡婦福祉資金貸付金、決算額5,762万1千円です。

この事業は、ひとり親家庭の親及び寡婦に対し、必要な資金を貸し付けることにより、その経済的自立や子どもの福祉の増進を図ったものでございます。

**高橋障害福祉課長** 障害福祉課関係について御説明を申し上げます。

同じ資料の100ページをお開きください。第3款福祉生活費第1項社会福祉費第2目障がい者福祉費の事業説明欄一番下の障がい者自立支援給付費県負担金、決算額56億4,561万84円です。

これは、市町村が支弁する自立支援給付費、すなわち各障害福祉サービス事業所等が利用者にサービスを提供した場合に、各市町村が支出する費用の一部を県が負担したものです。

次に、101ページを御覧ください。事業説明欄上から4番目の重度心身障がい者医療費給付事業費、決算額9億9,181万5千円です。

これは、重度心身障がい者の医療費負担の軽減のため、本人負担分について県と市町村が2分の1ずつ補助したものです。

**土居副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

今回事前通告はありませんが、事前通告されていない委員で、質疑はありませんか。

**堤委員** すみません、事前通告しておりませんでしたけれども、今の説明を聞きながら、主要な施策の成果の45ページの子どもの貧困対策推進体制整備事業で、早期発見、早期支援とあるんですけども、具体的にどのような形で発見し、支援をするのか。

また、支援の仕方と言いますか、仮に生活保護の親と会って生活保護を申請するんだとか、そういうところまで支援をされるかどうかというのを少し聞かせてください。

それと、事業別説明書の92ページ、子ども医療費の問題ですね。

今回、約9億7,200万円で決算していますがすけれども、早期発見、早期治療、子ども医療費の無料化、500円の負担がありますけれども、助成をすることによって、これがつながっているのかどうかということを県として認識をされているかを聞きます。

それと大分市との協議ですね。大分市は、今500円を支給して、基本的には自己負担はないですけれども、この年齢の拡大ですね。

ただ、県が答弁されたときには、人口の多いところがやっぱり年齢の拡大はしていないという答弁がありますから、そういう点で年齢の拡大について、大分市との協議はしたことがあるのかどうかということ。

最後に事業別説明書の77ページ、国保の広域化の問題です。これは議会でも取り上げましたけれども、この問題で各市町村、法定外繰入れについて、部長答弁では、市町村についても保険税及び国などからの公費を財源に給付金を賄うことが基本であるが、これまでの経緯から市町村は独自の法定外繰入れについて判断する場合も出てくるかと思うという答弁をされていますけれども、どのような場合を想定をして、その法定外繰入れをするのかどうか判断をしているのかという点をお伺いいたします。

**大戸子ども・家庭支援課長** 子どもの貧困対策における早期発見、早期支援の体制整備について御質問いただきました。

平成28年3月に子どもの貧困対策に係る計画を策定し、その中で、子どもが家庭を除き、最も長い時間を過ごす学校をプラットフォームにした取組を進めようということにしまして、まず学校の先生たちに子どものいろんな変化に気付いてもらおうということがございます。

そして、その変化や困りごと等について、各学校にスクールソーシャルワーカーの配置を昨年度から進めたところですが、そのスクールソーシャルワーカーが、いろいろな福祉施策等とつなげる、外の資源とつなげるという形で、早期発見、早期支援に取り組む体制

を整備したところでございます。

次に、具体的な支援の方法でございますけれども、スクールソーシャルワーカーが発見した子どもや家庭について、いろんな関係機関と連絡を取っております。

具体的に、やはり昨年度の取組の中で、生活困窮の窓口子どもと家庭がつながったとか、就労支援につながったとか、そういう報告がなされているところでございます。

**二日市子ども未来課長** 子ども医療費について御質問いただきました。

まず、大分市の一部自己負担についてでございますが、これまで小中学生の入院で大分市は自己負担500円分を負担していただいておりますが、本年10月から改正されて、大分市を含めて県内全ての市町村で、小中学生の入院の自己負担がなくなりました。

また、御質問いただきました、県としてどう考えているかということでございますが、医療費の助成については、確かに子育て世代の皆様にも助かるという声は頂戴しております。

一方で、小児医療の医療現場の負担を考えますと、一概に医療費助成を拡大することが子育て家庭の負担軽減に大きな成果を上げるかというのは、医療体制のことも含めて検討課題だと考えております。

なお、平成29年度の10月現在で、中学生までの通院に助成をしている市町村が確かに増えてまいりましたが、子どもの15歳未満の人口に比してみますと、3割弱という状況でございます。

大分市もそこまで拡大するというのは、まだまだ厳しい状況ではないかと思えます。

**藤丸国保医療課長** ただ今、国民健康保険の法定外繰入れのことにつきまして、お問い合わせいただきました。

法定外繰入れにつきましては、まず大きく二つあるかと思えます。

一つが決算補填等の目的のためということで、例えば、医療費の増加に伴いまして、それを穴埋めする、あるいは保険税の負担を軽減するというような形で行われているもので

ございます。

それから、その他の場合といたしまして、市町村で地方単独の医療費助成事業等を行っておりますが、それに伴います波及増、いわゆるペナルティがありますが、その補填のためというようなところで今まで行われておりまして、来年度以降につきましても、理由としては同じような理由になるかなと思います。

**堤委員** ペナルティの問題について、新規の医療費拡充についてはペナルティを課すけれども、これまでの分についてのペナルティについては、確か、もう課さないというのが、厚生労働省の方向性として昨年出ていると思うんですけどね。

そこら辺で、ペナルティの問題だけでこの拡充が進まないという問題ではないではないかなと思うんですけども、その辺のところ、ペナルティとの関係で、今、国の方向性がどうなっているかというのをもう一遍確認させてください。

それと子ども医療費の関係ですね。確かに大分市とか人口が多いところが進めていない。その500円は支給していますけれども、住んでいる地域によって、つまり、大分市に住んでいたら、中学生で通院が自己負担が発生してしまうと。他方、豊後大野に住んでいれば発生しないとか、それは地域によって格差があるというのは、非常におかしな制度だろうなと本当に思うんですよ。

あわせて、小児科医の体制の強化、これは政策的な問題ですから、それは親御さんの負担能力うんぬんとは全く関係がない、別次元の話ですから、それは是非切り離して、今後子ども医療費の問題については検討をしていただきたいと、これは要求しておきたいと思っています。

ただ、国保の問題、ペナルティについてだけ少し聞かせてください。

**藤丸国保医療課長** 国保のいわゆるペナルティの問題でございます。国におきましては、来年度の平成30年度から未就学児を対象とする医療費助成につきましても、ペナルティ

を課さないという方向で進んでおります。小学生以上の方を対象とする医療費助成については、今のところ特に方向性等は見えておりません。

**堤委員** それは未就学の方のペナルティを廃止するという事だけでも、これは新たに未就学のところにする場合、大分県の場合、それはありませんけれども、全国的に未就学児のところに医療費助成をしようといった場合にはペナルティは残ると思うんですけども、それも含めてなくなっただけですかね。

**藤丸国保医療課長** これは全国で、来年度から未就学児についてはペナルティを廃止するという事になっております。

**三浦委員** 主要な施策の成果、40ページの放課後児童対策充実事業について伺います。

正に近年、放課後児童クラブのニーズは非常に高くなっており、クラブ数もそうですけども、これを見てもらうと分かるように、登録数もかなり増えてきております。

今年の3月に宇佐市でああいった事件がありました。こういったニーズを踏まえて、今後の方向性、課題等出ておりますが、関係者から話を聞くと、やっぱり人材の確保、待遇改善、これが出ていますけれども、具体的にどうやっていこうと考えているのかというのが1点。

もう1点が、子育て満足度、健康寿命、障がい者雇用率という三つの日本一を掲げて、健康寿命は男性が71.56歳、全国で今16位、女性が75.01歳で全国第10位ということです。

障がい者雇用率にしても、平成27年度実績で第2位ということで、非常に数字が出て分かりやすいのですけれども、子育て満足度は主要の評価指数が10項目ということで、全国の日本一を目指す上での指数と言うか、数字が分かりづらくて、今大分県が大体何位ぐらいにいるのかというのが非常に分かりづらく感じておりますので、現時点で子育て満足度日本一を取り組む大分県として、全国でどの程度の順位であるのかというのを示

してください。

**二日市子ども未来課長** まず、放課後児童クラブの御質問についてお答えいたします。

委員御指摘のとおり、放課後児童クラブを利用したいという家庭、児童は増えておりまして、もう小学生の6年生まで含めてですが、2割以上が放課後児童クラブを利用しているという状況です。

特に大分市内などでは、クラブの体制に子どもの希望者が収まり切れずに、施設整備を毎年何か所もしているという状況でございまして、支援員の方々の不足も心配されております。今年度から国の制度で支援員に対する処遇改善なども盛り込まれておりますので、市町村に対して説明会をして、そういう制度を国、県、市町村の負担によって、支援員の処遇改善を図ること、それから経営などについて、保護者会が主体だと、なかなか保護者の方々は替わっていきますので、支援員の処遇について具体的に考えが至らないというケースもままあると聞いております。

それで、いろいろな運営主体、NPO法人とか、あるいは社会福祉法人などが参画して、うまくいっている例もありますので、そういうことも紹介しながら、支援員の処遇改善、それから放課後の子どもたちの過ごす場所の充実に努めてまいりたいと考えております。

もう1点、子育て満足度日本一の全国順位について御質問いただきました。

子育て満足度日本一につきましては、委員がおっしゃったように、10の主要施策の指標と88項目のアウトプット指標で見えております。

現在、それぞれの数字を算出しまして、全国順位11位と見ておりまして、少し上がってきておりますが、まだまだ全国1位までは遠い状況です。

特に待機児童のところでポイントをかなり下げておりますので、来年4月の待機児童ゼロに向けて、市町村と力を合わせて努力してまいりたいと考えております。

**三浦委員** 放課後児童クラブの関係ですけれ

ども、障がい児の受入れということで、これにも28年度実績で96.8%の達成率ですけれども、非常に障がい児の利用も増えてきていると思います。

そういった中、市町村から職員の加配の要請、要望等が上がってきていると思うんですけども、28年実績でそういった補助がどうなっているのかというのが1点。

それと18市町村の放課後児童クラブの運営に当たって、待遇面でかなりばらつきがあるという話も伺っているんですけども、県として今言った市町村やNPO団体を含めて、何らか均等にしていこうと言うか、そういった指導と言いますか、そういった考えがあるのかということをお聞きしたいと思います。

**二日市子ども未来課長** 放課後児童クラブの障がい児受入れの加算につきましては、希望のあったクラブ、市町村を経由してですけれども、全ての市町村に加算をしておりますので、障がい児の希望が出て、それを選別するというようなことはございません。

それから、それぞれの処遇改善についてですけれども、昨年度から本年度に向けて、国の運営費の補助基準額がかなり上がりました。その際に、その基準額に上げた上で、当然子どもたちの処遇を良くするために支援員さんたちの処遇を上げるように強く働き掛けてまいりました。

なかなか国の補助基準額にそろえて上げるのは、市町村の負担も上がりますので厳しい状況もあるので、本年度は市町村そろってというわけにはいかなかったんですが、来年度に向けては、大幅な運営費アップについてきてもらえるような見込みでございまして。当然、支援員さんたちの処遇も、昨年度末に詳しく調査をいたしまして、例えば、社会保険に入っているとか、残業の手当をちゃんと払っているとか、そういうことも調査して、市町村にもお返ししてありますので、良い処遇にそろっていけるように、県としても働き掛けていきたいと考えております。

**三浦委員** 大分県放課後児童クラブ連絡協議

会との関わりを県としてどのように考えているのかというのを最後に伺いたいと思います。**二日市こども未来課長** 連絡協議会の会合の際には、私ももちろんですが、担当職員も参加いたしまして、意見交換をさせていただいております。

また、度々会長さんを始め会の皆様が、事あるごとにこども未来課においていただき、意見交換もさせていただいております。

もし、役割分担をして、会にお願いすることがこれから増えていくとすれば、私どもとしても望ましいと考えております。

**小嶋委員** すみません、提出をいたしておりませんが1点。

冒頭、部長から御報告のありました平成27年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告で、母子父子寡婦福祉資金貸付金の措置結果報告がありましたが、今年研修会などの取組をされて、償還率は98.3%になっていますという報告でした。

それで、その下にこうした取組に加え、27年度から最終納付があった後、2年以上経過している債権に係る回収を民間の債権回収会社に委託することによって、回収困難となっていた債権から280万円を回収するなど、着実に成果を上げていますという御報告でした。

担当されている方は随分御苦労なさって回収に取り組みられているんだと思うんですけれども、この債権回収会社に委託することで、どのようなノウハウの違いがあつて280万円の回収実績が上がったのかということについて、状況が把握できていれば伺いたいと思います。

**大戸こども・家庭支援課長** 債権回収会社のノウハウについてですけれども、特長としては、やはり多くの経験を持っているということと、かなり粘り強いと言うか、そういう取組ができるというところがございます。

**小嶋委員** 多くの経験はそうだと思うんですけれども、粘り強いというのは、県の職員の皆さんも相当粘り強くなさっているんじゃない

いかなと思うんです。

私が少し心配するのは、相手方からすると、県の職員さんは立場がはっきりしている。委託会社だと、言葉のやり取りも含めて威圧的なところが相手方にないかということをお心配しています。

今年、会社の方を講師として研修会をやるということなので、また改めてノウハウの違いとかスキルの違いは明確になるのかもしれませんが、回収をしなければならないということは当然のこととして、相手が恐怖におののくようなことのないような取立てと言いますか、是非心掛けていただきたいと思うんですが、その委託会社への委託については、どれくらいの費用が掛かっているかということをお教えてください。

**大戸こども・家庭支援課長** 委託会社につきましては、回収した金額の成功報酬制で25%を支払うこととしております。なので、昨年度は回収困難であった債権を280万円入れていただきましたので、約75万円を委託料として支払っているところでございます。

**河野委員** 事業別説明書の86ページ、2番目の項目、若年性認知症相談支援体制整備事業費、これについて若干お伺いをしたいんですけれども、この整備事業という部分だけじゃなくて、これまでも一般質問等で取り上げてまいりましたけれども、若年性認知症については、その性質上、いわゆる一家の大黒柱として就学期にあるような子どもさんたちを抱えているその御家庭の中で、そういった方が、そういった疾病に侵されてしまう。そして、就労環境から離れていかざるを得ない。なおかつ、身体的には非常にお元気であるということから、家族が見守りをして動けないという状況の中で、生活の上でも困窮していくという、急激な生活状況の悪化に見舞われるという方がいらっしゃるということで、これについては、非常に様々なケアが必要だということで、繰り返し県も御認識いただいて、こういう事業が始まっていると思っております。

1点やはり思うのは、早期発見という形がどのように取られているのか。職場であるとか、市町村が実施する定期健康診断の中で一般的な記憶障がいと言われるような段階から早期に発見して、そのような症状が重篤化しないための、正に早期発見をして治療に結びつけるという体制は、この中でどのように組み込まれているのか。いや、この中ではないとすれば、一般的な保健医療の中でどのように組み込まれているのかについてお聞かせください。

**清末高齢者福祉課長** 若年性認知症のコーディネーターを昨年6月から配置しまして、我々も初めて見えてきたところがあります。委員の御指摘のとおりだと思っています。

昨年6月に配置いたしまして、38人の新たな若年性認知症の方が、私たちとすれば見つかったと。そのような方の中で、60歳未満の方は17人ほど、やはりいらっしゃいました。中には就労が非常に困難な方とか、御家庭での見守りが非常に困難な方という課題が発見されたということになっております。

それにつきまして、我々としても、早期の対応のプログラムとか——その38人の半数近くの方々がお医者さん、専門医にかかるまで、やはり1年以上のブランクがあったという課題も発見されたところでございます。

今後はやはり、そういう若年性認知症を発見されたときの早期の対応のプログラムとか、やはり職場での就労継続支援の気運醸成とか、そういったところを検討課題としていただきましたので、来年度に向けて、それをどう解決していこうかと今検討している最中でございます。

**河野委員** この認知症の問題については、日々医療の技術、検査方法、こういったものが更新され、新しいものが発見されているということも報道されております。

特にアルツハイマー等については、かなり早い段階から進行状況を判別するということも可能になりつつあるとも伺っております。

その意味で、先ほど申しました職場での定期健康診断、あるいは市町村の行う定期健康

診断の中で早期発見のプログラムの導入等に向けて、県も非常に今、指導的な立場という形で御検討いただけたらなど。一定程度高齢になってからの認知症の発見ではなくて、もっと早い段階からそういった進行予防に取り組めるのではないかと考えております。是非今後検討いただきたいと要望しておきます。**戸高委員** 事業別説明書の80ページの1点だけちょっとお聞きします。

抗インフルエンザ薬確保事業ですけれども、この確保の大分県の基準と言うか、備蓄基準というのが国から出ているのかどうか分かりません。多分出ていると思うんですが、その分量というのが、大体どのぐらいなものなのか、それに対して県がどのぐらい備蓄をしているのかということと、あと、先入先出法だと思うんですけれども、廃棄の量というのが毎年どのぐらいになっているのかというのをちょっとお聞かせいただきたいと思います。

**藤内健康づくり支援課長** 新型インフルエンザ対策の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についてお答え申し上げます。

現在、国の新型インフルエンザ等対策行動計画に沿いまして、大分県では21万7,700人分の抗インフルエンザウイルス薬を確保してございます。それぞれタミフル、タミフルドライシロップ、リレンザ、ラピアクタ、イナビルという5種類についてそれぞれ必要量を確保してございます。

これについては、既に御案内かと思いますが、国で備蓄量の改定を進めて、今般、政府の新型インフルエンザ等行動計画が改定されることになり、国全体で言えば、約750万人分備蓄量が減ります。それに沿って、大分県もこれから期限が切れて更新していく際に、国の新しい計画に基づいて備蓄量を調整するということとなります。

なお、平成18年からこの抗インフルエンザ薬の備蓄を開始いたしまして、平成18年に7万人分のタミフルを購入してございますが、これがちょうど10年の使用期限が28年度に切れましたことから、7万人分焼却処

分をしてございます。

いずれにしろ、また、それを補う抗インフルエンザ薬を備蓄してございますので、新型インフルエンザがどのタイミングで発生しても、十分な量の抗インフルエンザ薬を確保できていると考えております。

**土居副委員長** そのほか委員の方で、質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居副委員長** 委員外議員で質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居副委員長** それでは、全体を通して委員の方からほかに何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居副委員長** 別にないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、これをもって福祉保健部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔福祉保健部、委員外議員退室〕

**土居副委員長** これより、決算審査報告について内部協議に入ります。

先ほどの福祉保健部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

**土居副委員長** 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめにつきましては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**土居副委員長** ありがとうございます。

以上で福祉保健部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩いたします。

午前 11 時 09 分休憩

午後 1 時 00 分再開

**古手川委員長** 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、土木建築部関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、土木建築部長及び関係課室長の説明を求めます。

**阿部土木建築部長** まず初めに、平成 27 年度決算特別委員会審査報告書で指摘された 3 点に対する措置状況について、御説明いたします。

お手元の平成 27 年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の 9 ページと、お手元にお配りしております決算特別委員会資料の 1 ページを併せてお開きください。

まず、(2) 収入未済の解消についてです。県営住宅使用料の収納状況でございます。

収入未済額の縮減を図るため、滞納の早い段階からきめ細かな納入指導を行うとともに、即決和解制度を活用するなど、長期滞納の防止と収入未済の縮減に努めてまいりました。

その結果、資料の上の表、左の上から 6 行目にあります E の不納欠損額を除く収入未済額は、一番左の 10 年前、H18 の 1 億 3,322 万円から H28 の 5,350 万円と、金額にして約 8 千万円、率にして約 60% 削減することができました。

また、左の中ほどにあります F1 の収納率は 99.92% と 3 年連続全国 2 位を記録するなど、未収金の発生防止が進んだことから、その上の現年度の C1 収入未済額は、H28 が 150 万円で、10 年前の H18 の 2,938 万円から約 95% も削減できております。

今後とも、収納率の向上と収入未済額の縮減に努めてまいります。

続いて、(3) 個別事項の⑧木造住宅耐震化及び高齢者・子育て世帯リフォーム支援事業についてでございます。

措置状況報告書18ページをお開きください。両事業とも、新聞やテレビなどによる広報のほか、県民や施工業者を対象としたセミナー等を通じまして、制度の周知に努めてまいりました。

その結果、木造住宅耐震化促進事業の平成28年度の実績は、耐震診断224件、耐震改修130件の合計354件となりまして、前年度の約4.6倍ということでございます。

一方、子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業は、子育て世帯29件、高齢者世帯51件で、前年度より若干減少しております。

平成28年度からは、より利用しやすい事業となるように、三世帯世帯を新たな対象とすることで、リフォーム支援の間口を広げたところでございます。

今後とも、市町村と連携を図り、両事業の周知を積極的に行い、県民の安全・安心な住環境整備に努めてまいります。

最後に、⑨港湾施設等の適正な管理についてでございます。

措置状況報告書19ページをお開きください。県で把握している不法係留船については、平成28年度末時点で、港湾・河川・漁港合わせて約2,500隻と把握しておりまして、関係課において現状把握や管理の手法について検討し、地域ごとに適正管理に向けた対策を実施しています。

例えば、佐伯地域において、港湾・河川に係留している関係者を中心とした協議会を設置し、具体的な係留場所の決定などを進めることとしております。

また、大分港大在地区におきましては、不法係留船所有者に対する電話や自宅訪問によりまして、許可申請の提出や使用料の徴収に取り組んでいるところでございます。

引き続き、係留している船舶と所有者の把握を行うとともに、所有者に対する説明や許可申請の指導等を行いながら、船舶の適正管理に向け、対策を進めてまいります。

以上で措置状況についての説明を終わります。

続きまして、平成28年度土木建築部の決算につきまして総括的な御説明をいたします。

決算特別委員会資料の2ページを御覧ください。まず、1の一般会計予算総額及び決算額についてでございます。

一般会計の予算現額ですが、総務費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費及び公債費を合わせまして、太枠にありますとおり、1,096億6,271万9千円でございます。

これに対し、支出済額の合計ですが、一つ右で、861億2,052万4,141円でございます。

一番右、不用額の合計は、2億7,686万5,619円でございます。

不用額の主な内容は、災害復旧費で、復旧に要する工事請負費が見込みを下回ったことによるものでございます。

一つ下の表、翌年度への繰越額ですが、下から3行目の計の欄を御覧ください。

繰越明許費のみで合計766件、232億6,532万9,240円でございます。

主な内容は(公)道路改良事業費や(公)災害復旧事業費などで、国の大型補正の受入れや、熊本地震等に伴う現年の災害復旧費の増額によるものでございます。

その下の2特別会計予算総額及び決算額等につきましては、後ほど関係課長から御説明させていただきます。

以上で決算状況についての説明を終わります。

続きまして、平成28年度における主要な施策の成果につきまして、土木建築部所管の主な事業を御説明いたします。

お手元の平成28年度における主要な施策の成果の182ページをお開きください。生活排水処理施設整備推進事業でございます。

これは、本県の生活排水処理率が全国的にも低いことから、河川等の水質向上と、生活環境の改善を目的としまして、下水道事業や浄化槽設置整備事業、集落排水事業等を実施する市町村に対し助成を行ったものでござい

ます。

事業の成果ですが、27年度末の生活排水処理率は前年度の72.3%から73.6%に改善し、目標値である73.1%を上回ったところでございます。

今後とも、生活排水処理率向上のため、引き続き市町村の支援を行ってまいります。

次に、184ページをお開きください。身近な道改善事業でございませう。

これは、生活道路の機能向上に関する要望に対しまして、既存の道路敷を活用し、歩道や路肩を整備することで歩行空間の改善を図ったものでございませう。

事業の成果ですけれども、28年度は117か所の対策を実施して、完了箇所数は807か所となっております。

本事業に対する地元要望は依然として多いことから、引き続き県民のニーズにきめ細かに応えられるよう努めてまいります。

次に、186ページをお開きください。

(公) 県営住宅整備事業でございませう。

これは高齢化が進行する中、県営住宅のバリアフリー化を進めるもので、28年度は、城南北ブロックにおいて新築住棟が1棟完成、また生石住宅など42戸のバリアフリー改善工事を実施いたしました。

事業の成果ですが、バリアフリー化された住戸の割合が27年度末の31.9%から28年度は32.7%へと改善されております。

今後も住みやすい住宅環境の整備に努めてまいります。

次に、188ページをお開きください。河川事業でございませう。

これは、洪水時の浸水被害等の防止・軽減や河川流量の確保及び河川環境の整備・保全を行うもので、28年度は、有田川などで築堤や護岸の整備、また治水ダム建設等の事業を実施いたしました。

事業の成果ですが、28年度は28か所で浸水対策を実施したところでございませう。

次に、189ページを御覧ください。砂防事業でございませう。

これは、土砂災害を防止し、県民の生命・財産を守るため、砂防えん堤や地すべり防止施設、擁壁等の急傾斜地崩壊防止施設の整備等を行うもので、28年度は土砂災害対策工事等を実施したところでございませう。

事業の成果ですが、土砂災害危険箇所における要対策箇所の整備率は、合計で29.2%となっております。

今後とも着実にハード整備を進めてまいります。

次に、190ページをお開きください。

(公) 砂防事業調査費でございませう。

これは、土砂災害防止法に基づき警戒区域等を指定し、危険性の周知、警戒避難体制の整備、開発行為の制限などのソフト対策を推進するものでございませうして、28年度は、警戒区域等の指定に必要な基礎調査を3,107か所実施したところでございませう。

事業の成果ですが、土砂災害警戒区域指定率は33.3%でございませう。

引き続き、土砂災害警戒区域等の指定を推進するため、基礎調査を加速してまいります。

次に、194ページをお開きください。木造住宅耐震化促進事業でございませう。

これは、昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震性の向上を図るもので、28年度は、耐震改修や耐震診断の費用を助成する市町村へ補助するとともに、耐震化等に関する広報・啓発活動を実施いたしました。

事業の成果ですが、熊本地震が発生したこともあり、27年度の補助件数77件から、28年度は354件と4倍以上となったところでございませう。

今後とも、積極的に広報・啓発を行い、木造住宅の耐震性の向上を通じた安全・安心の住まいづくりを促進してまいります。

次に、196ページをお開きください。地域の安心基盤づくりサポート事業でございませう。

これは、地域住民の自主的な環境保全活動を支援することによって、集落機能の維持を図るとともに、異常を発見した県民からの要

請にすばやく対応し、災害被害の拡大を防止するもので、県管理公共土木施設の修繕や支障木の除去のほか、防災用資機材を土木事務所に配備し、職員自ら又は委託により迅速な対応を行ったところでございます。

事業の成果ですが、県民からの要請に対する対応率は67%となっております。

今後とも、県民からの要請に対し、一つでも多く対応できるよう努めてまいります。

次に、197ページを御覧ください。建設産業構造改善・人材育成支援事業でございます。

これは、建設業者の新分野進出や合併等の取組を支援し、経営体質の強化を図るとともに、建設業の魅力を幅広く広報することにより、建設産業の担い手の確保・育成を図るもので、28年度は、新分野進出に係る経費の補助を始め、高校生向けの合同説明会や現場体験学習会などを実施したところでございます。

事業の成果ですが、現場体験学習会での生徒の満足度は、97%となっており、建設業への就職意欲の向上につながったものと考えております。

今後とも、経営改善に向けた支援を継続するとともに、広報・啓発を積極的に行い、高校生を含めた若年者の入職を促進してまいります。

次に、198ページを御覧ください。港湾整備事業でございます。

これは、船舶の大型化に対応した係留施設や港湾貨物を取り扱うふ頭用地等の整備により、フェリーを活用した人流・物流の活発化による産業活動の活性化を図るもので、28年度は中津港など重要港湾における道路整備や、臼杵港など地方港湾における岸壁整備などを実施しました。

事業の成果ですが、施設の整備によりまして、最大係留可能隻数の割合が増加し、産業活動の活性化に寄与できたところでございます。

次に、200ページをお開きください。

(公) 道路改良事業でございます。

これは、広域連携を推進し、観光客の誘致や産業競争力の向上を図るため、「おおいたの道構想2015」を基本計画として、地域高規格道路や国道・県道の道路整備を進めるものでございます。28年度は国道212号耶馬溪道路、国道217号平岩松崎バイパスなどで事業を実施したところでございます。

事業の成果ですが、県道三重新殿線赤嶺牟礼工区を供用開始するなど、道路整備を着実に進めているところでございます。

最後に、202ページをお開きください。街路事業でございます。

これは、市街地の都市計画道路において、道路の新設・拡幅による渋滞対策や、自歩道の整備による歩行者等の安全確保などを進めるもので、28年度は庄の原佐野線や山田関の江線などで事業を実施しました。

事業の成果ですが、丸山五和線の供用開始など、都市計画道路の整備を着実に進めたところでございます。

以上で主要な施策の成果についての説明を終わります。

続きまして、平成28年度行政監査の結果の概要について御説明いたします。

お手元の資料、平成28年度行政監査・包括外部監査の結果の概要の1ページをお開きください。

上から二つ目の監査テーマにありますとおり、平成28年度は県有施設の安全・安心について、施設管理の在り方に関し行政監査を受けたところでございます。

2ページを御覧ください。中ほどになりますが、左の項目の上から2番目、1の計画的な保全管理の(2)利用者の視点に立った日常点検等の実施に係る評価についてですけれども、臼杵県営上屋の使用許可に当たり、その申請を受ける際、許可の範囲が確認できる図面が添付されておらず、職員がその範囲を把握できていなかったために、正確に把握する必要があるとの御意見を頂きました。

このようなことから、今後は使用許可の更

新の際には、申請者に図面を添付する旨通知し、図面と申請場所が一致しているかを職員が現地で実測すること等により、使用許可範囲を把握するようにしております。

続きまして4ページを御覧ください。中ほどになりますが左の項目の上から3番目、5の指定管理施設における管理責任の明確化（2）モニタリングの実施のA実地調査及び4番目にあります土木建築部職員等の同行による調査でございます。

まず、実地調査ですけれども、土木建築部で所管する大洲総合運動公園、大分スポーツ公園及びハーモニーパークにおきまして、平成27年度はガイドラインに沿った年2回以上のモニタリングが実施されていなかったとの御指摘を受けましたことから、28年度は2回以上の実地調査を行っております。

また、土木建築部職員等の同行による調査につきましても、大分スポーツ公園及びハーモニーパークでは、ガイドラインに沿った同行調査がなされていないとのことから、平成29年度から、関係機関と連携して計画的に実施しているところでございます。

最後に、同じく4ページ一番下の（4）施設所管課の直接対応窓口の周知の取組でございます。

土木建築部で所管する別府港県営3号上屋、大洲総合運動公園及びハーモニーパークについて、直接対応窓口の周知の取組を行うよう御意見を頂きました。いずれの施設も平成29年2月にホームページに施設所管課の直接対応窓口を掲載し、周知を図ったところでございます。

以上をもちまして説明を終わります。

引き続き、関係各課室長から御説明いたします。

**浦辺土木建築企画課長** 土木建築部一般会計歳入決算の主な事項について御説明いたします。お手元の平成28年度決算附属調書の2ページをお開きください。

まずは、歳入決算額の予算に対する増減額についてでございます。

左にあります科目の中ほど、使用料及び手数料のうち土木使用料ですが、174万5,162円の増収となっております。

主な理由は、イベント開催による利用の増による公園使用料が見込みを上回ったことによるものでございます。

続きまして5ページをお開きください。

一番下にあります科目、土木費国庫補助金ですが、112億3,826万2,159円の減収となっております。

次に、12ページをお開きください。左の科目、上から2段目にある土木債です。30億4千万円の減収となっております。

これら二つの科目の主な減収の理由は、事業の一部を翌年度に繰り越したことによるものでございます。

続きまして、22ページをお開きください。収入未済額についてでございます。

左の科目の一番上、使用料及び手数料のうち土木使用料は、6,845万1,226円でございます。

主な理由は、県営住宅使用料の納入義務者の生活困窮によるものでございます。

歳入決算については以上でございます。次に歳出決算について、平成28年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書により、各所属から御説明いたします。

まず、247ページをお開きください。最初に、土木建築企画課関係分でございます。

ページ中ほどにあります、第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費ですが、決算額は11億4,184万2,640円でございます。

そのうち事業説明欄、上から2番目の土木事務所運営費の決算額は9,296万7,647円でございます。

これは、各土木事務所の嘱託職員の報酬等に要した経費でございます。

次に、249ページをお開きください。一番上の第2目建設業指導監督費決算額は、6,968万6,666円でございます。

主な事業は、建設業育成指導費の5千万円

で、建設業者に対する公共工事請負代金債権を担保にした融資制度の原資として金融機関に預託したものでございます。

同じページの下段にある第12款公債費の決算額は、3億3,512万6,670円でございます。

これは、地方道路整備臨時貸付金の償還に係る公債管理特別会計への繰出金でございます。

次に、250ページをお開きください。公債管理特別会計の決算額は、3億3,512万6,670円で、先ほど申し上げた一般会計からの繰入金と同額でございます。

**麻生建設政策課長** 建設政策課関係分について御説明いたします。

248ページにお戻りください。上から5番目の情報システム運営事業費ですが、決算額は1,007万3,208円でございます。

これは、防災活動において重要な情報となる国の監視カメラ映像を県の機関や市町村に一体的かつ迅速に配信するとともに、その映像情報をインターネットで公開するためのシステムや、各部署の所管する施設台帳を一元管理するシステムなどの運用管理に要した経費でございます。

次に下から3番目の安全・安心を支えるインフラ点検事業費ですが、決算額は3,286万8千円でございます。

これは、県民の安全・安心を支えるため、損傷や劣化の早い道路の自然のり面や河川の堤防・樋門、港湾岸壁などのインフラ施設の点検に要した経費でございます。

**疋田用地対策課長** 続きまして、用地対策課関係分について御説明いたします。

247ページにお戻り願います。下から2番目の用地取得対策費ですが、決算額は146万7,133円でございます。

これは、過年度に取得した用地の登記事務に要した経費でございます。

その一つ下の収用委員報酬ですが、決算額は288万7,200円でございます。

これは収用委員7名に対する報酬でございます。

ます。

次に248ページをお開き願います。上から1番目の収用委員会費ですが、決算額は8万1,110円でございます。

これは収用委員会に係る経費でございます。**稲井道路建設課長** 道路建設課関係分について御説明いたします。

251ページをお開きください。第1項土木管理費第1目土木総務費は、決算額130万円となっております。

これは高速自動車道建設促進事業費でございまして、東九州自動車道の建設促進のための協議会及び期成会への負担金でございます。

次に、第2項道路橋梁費第1目道路橋梁総務費は、決算額9,419万5千円となっております。

これは道路橋梁調査費でございまして、補助事業採択に向けた事前調査や道路台帳補正等に要した経費でございます。

252ページをお開きください。第3目道路新設改良費は、決算額217億5,626万7,154円となっております。

これは道路の新設又は改良に係る経費でございます。

例えば、上から3番目の国直轄道路事業負担金でございしますが、決算額は36億1,533万2,394円です。国が管理しております一般国道の改築事業等に係る負担金でございます。

**和田道路保全課長** 道路保全課関係分について御説明いたします。

決算事業別説明書の253ページをお開きください。第1目道路橋梁総務費は、決算額2億8,451万4,885円となっております。

次に、第2目道路維持費は、決算額209億6,784万2,899円となっております。

上から2番目の道路維持修繕費18億402万3,707円ですが、これは街路樹の管理、道路の清掃、草刈り、維持補修並びに道路パトロール等に要した経費でございます。

次に、254ページをお開き願います。第3目道路新設改良費は、決算額47億1,152万6,718円となっております。

続いて255ページ、第4目橋梁維持費は、決算額14億1,520万円となっております。

これは橋りょうの補修工事や耐震補強工事を実施したものでございます。

次に、第5目橋梁新設改良費ですが、決算額1億9,378万2,795円となっております。

**後藤河川課長** 河川課関係分について御説明いたします。

256ページをお開きください。第2款総務費第2項企画費第2目企画調査費ですが、決算額は5,923万9,816円でございます。

次に257ページを御覧ください。第8款土木費第3項河川海岸費第1目河川総務費ですが、決算額は7億9,094万5,532円です。

次のページ、第2目河川改良費ですが、決算額は106億1,421万8,342円でございます。

次の259ページの一番上の(公)国直轄河川事業負担金ですが、決算額は39億7,813万1,750円でございます。

これは、大分川、大野川など国が管理している区間における河川改修事業及びダム事業等に対する県の負担金でございます。

1,625万円ほど不用額が生じておりますが、これは、国が過去の事業費を精算したため、27年度以前に支払った負担金の一部が返納されることになりました。この返納額と相殺し、28年度の負担金が減額されることにより生じたものです。

次に260ページを御覧ください。第3目海岸保全費ですが、決算額は1億3,257万7千円です。

第4目水防費ですが、決算額は489万4,348円です。

次に261ページをお開きください。第1

1款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費第1目土木災害復旧費ですが、決算額は20億6,964万1,412円です。

これは公共土木施設の災害復旧事業に要した経費でございます。

**梶原港湾課長** 港湾課関係分について御説明いたします。

262ページをお開きください。第8款土木費第3項河川海岸費第3目海岸保全費ですが、決算額は2億8,739万2千円となっております。

その下、第4項港湾費第1目港湾管理費ですが、決算額は2億5,879万7,025円となっております。

これは港湾施設の維持管理等に要した経費でございます。

次に263ページをお開きください。第2目港湾建設費ですが、決算額は21億5,854万3,382円となっております。

これは大分港などの整備に係る負担金等でございます。

次に、264ページをお開きください。第3目空港建設対策費ですが、決算額は4億5,469万7,146円となっております。

これは大分空港の整備に係る負担金などでございます。

次に265ページをお開きください。第11款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費第1目土木災害復旧費ですが、決算額は7,117万4千円となっております。

これは、港湾局所管の施設の災害復旧事業に要した経費でございます。

次に、港湾課所管の特別会計について御説明いたします。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額などにつきまして、平成28年度決算附属調書により御説明いたします。

決算附属調書の47ページをお開きください。金額欄一番下の3億2,200万円の減収ですが、臨海工業地帯建設事業特別会計の県債でございます。減収の主な理由は、事業の一部を29年度に繰り越したことによるも

のでございます。

次に48ページをお開きください。金額欄上から2番目の1億3,300万円の減収ですが、港湾施設整備事業特別会計の県債でございます。減収の主な理由は、事業の一部を29年度に繰り越したことによるものでございます。

次に収入未済額ですが、52ページをお開きください。

下から4番目の港湾施設整備事業特別会計の使用料及び手数料で446万4,592円、次の諸収入で18万9,170円の未収となっております。

このうち約248万円は過年度分であり、納入義務者の経営不振等によるものでございます。

今後とも、分納計画の着実な実行の確保など、徴収に努力してまいります。

続きまして、歳出関係について、決算事業別説明書によりまして御説明いたします。

決算事業別説明書の265ページをお開きください。臨海工業地帯建設事業特別会計でございます。

第1款大分臨海工業地帯建設事業費の第1項第1目土地造成費ですが、決算額は3,945万3,060円となっております。

これは、6号地造成事業に伴う県債の利子の償還金等でございます。

次に、266ページを御覧ください。港湾施設整備事業特別会計でございます。

第1款第1項港湾施設整備事業費の第1目港湾施設管理費ですが、決算額は14億3,043万6,643円となっております。

これは、上屋や野積場など港湾施設の維持修繕等に要した経費でございます。

第2目港湾施設建設費ですが、決算額は7億2,600万円となっております。

これは、ふ頭用地の造成などに要した経費でございます。

**亀井砂防課長** 砂防課関係分について御説明いたします。

267ページをお開きください。第8款土

木費第3項河川海岸費第5目砂防費で、決算額は73億9,198万4,526円となっております。

次に、268ページを御覧ください。上から2番目にあります(公)砂防施設緊急改築事業費の2億1,030万3千円と、次の269ページの一番下にあります27年度から繰り越した4,513万4千円でございます。

これは、砂防施設の土砂災害防止機能を確保するため、老朽化した既存施設の改築・補強などに要した経費でございます。

**渡辺都市・まちづくり推進課長** 都市・まちづくり推進課関係分について御説明いたします。

決算事業別説明書の270ページをお開き願います。第2款総務費第2項企画費第5目土地対策費で、決算額は2,831万8,538円でございます。

これは、国土利用計画法に基づく適正な土地利用の促進や指導、地価調査等に要した経費でございます。

次の271ページ、第7款商工費第3項観光費第2目観光開発費で、決算額は1,891万6,900円でございます。

一番上、おもてなし観光案内標識整備事業費ですが、決算額は596万円でございます。

これは、大分県を訪れた観光客の観光イメージの向上を図るため、観光案内標識等を整備することに要した経費でございます。

その二つ下、魅力ある景観づくり推進事業費でございますが、決算額は1,038万8,686円でございます。

これは、展望台等からの眺望を阻害する樹木の伐採等に要した経費でございます。

同じページの下段、第8款土木費第5項都市計画費第1目都市計画総務費で、決算額は6,890万7,214円でございます。

次の272ページ、上から5段目、宅地耐震化推進事業費ですが、決算額は1,080万円でございます。

これは、大地震時に活動崩落のおそれのある大規模盛土造成地の位置を示すマップを作

製するのに要した経費でございます。

次の273ページ、第3目街路事業費の決算額は、48億1,772万4,200円でございます。

これは、庄の原佐野線元町・下郡工区を始めとする街路整備に要した経費でございます。  
**藤崎公園・生活排水課長** 公園・生活排水課関係分について御説明いたします。

275ページをお開きください。第8款土木費第5項都市計画費第4目都市環境整備費ですが、決算額は15億3,566万1,435円となっております。

上から2番目の公園維持管理費ですが、決算額は1億2,456万3,800円でございます。

これは、大洲総合運動公園及びハーモニーパークの管理業務を指定管理者へ委託した経費でございます。

上から3番目、大分スポーツ公園等管理運営事業費ですが、決算額は4億5,838万2,671円でございます。

これは、大分スポーツ公園及び高尾山自然公園の管理業務を指定管理者へ委託した経費でございます。

**宮本建築住宅課長** 建築住宅課関係分について御説明いたします。

276ページです。第1項土木管理費の第3目建築指導費でございますが、決算額は548万3,369円となっております。

そのうち上段の建築基準法等施行事務費の決算額は367万2,985円でございます。

これは、建築基準法による指導監督、許認可に関する経費や建築審査会の開催等に要した経費でございます。

**藤田公営住宅室長** 公営住宅室関係分につきまして御説明いたします。

引き続き276ページを御覧ください。第6項住宅費第1目住宅管理費の決算額7億77万375円のうち、277ページの上から2番目の県営住宅等管理対策事業費の決算額は5億4,565万9,546円でございます。

これは、管理代行者である大分県住宅供給公社への管理委託経費や県営住宅の計画修繕などに要した経費でございます。

**樋口施設整備課長** 施設整備課関係分について御説明いたします。

278ページをお開きください。第1項土木管理費第4目営繕費でございますが、決算額は28億3,084万5,083円となっております。

事業別では、上から2番目の県有建築物保全事業費ですが、決算額は15億3,222万83円でございます。

これは、施設ごとの中長期保全計画に基づいた大型県有施設の保全工事及び地方総合庁舎等の改修工事を行うものでございます。

28年度に実施した主な内容としましては、国東総合庁舎の内部改修工事、総合文化センターの音響・舞台機構改修工事及び大分銀行ドームの屋根鉄骨塗装改修工事等でございます。

**古手川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が3名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**堤委員** まず、主要な施策の成果の177ページ、子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業と、194ページの木造住宅耐震化促進事業の2点ですね。

子育て・高齢者関係で言うと、平成28年度で補助件数が140件の目標に対して96件となっております。

世帯数の多い大分市とか別府市などの補助件数も非常に少ないという状況の中で、進まないのはどういう原因があるのかと。また、制度創設以来、高齢者世帯や子育て世帯の改修件数は何件あるのか。あわせて、木造耐震の関係では、やっぱりこれは昭和56年5月

以前という一つの規定があるために、なかなか高齢単独世帯は改修が進まない。354件にとどまっているという状況の中で、県として耐震改修が必要なのが全体的に何件あって、そのうち改修できているのは何件なのかという点、改修率を教えてください。

195ページの特定建築物耐震化促進事業、これは、主要な施策の成果で見ると、195ページで事業費が2,849万7千円で、全額繰越しされていますよね。

もう一つの事業別説明書では、一括でゼロ円になって約2億400万円ということになっている。この2,800万円という意味合い、2億円の中で多分2,800万円使う予定が使わなかったのかなと思うんだけど、ちょっとそれを教えていただきたいのと、あとD評価、非常に進まないという状況の中で、お金も掛かることですから、その原因等の分析をどうされているのか、まずその3点について。

そして、県営住宅の関係では、主要な施策の成果の186ページ。バリアフリー化工事が32.7%の進捗率ですけれども、高齢化が進行する中で、やっぱり非常に急がれる事業だと思います。今後の進捗の状況についてはどう考えているのか。

給水管の事業も、平成30年度から始まる住宅があるんですけれども、シャワー等の設置等についての説明はどのように周知をさせるのか。

最後に、主要な施策の成果の197ページ、建設産業構造改革・人材育成支援事業ですね。国交省は建設業の社会保険加入促進のために、都道府県が公共工事の契約書を作成する際のモデルの標準約款を改正しましたがけれども、大分県としての取扱いを今後どうするのかについてお伺いいたします。

**宮本建築住宅課長** まず、子育て・高齢者世帯リフォーム支援事業についてお答えします。

高齢者世帯のリフォーム支援事業につきましては、耐震化の要件、昭和56年の分ですが、これは設定しておらず、平成28年度の

補助件数は、当初予定50件に達していません。

一方で、子育て世帯及び三世帯同居世帯への補助件数は当初予定に達していません。この要因の一つは、まだまだ広く認知されていないということが考えられますので、今後引き続き、広報など周知活動に力を入れていきます。

また、リフォーム事業創設からの改修件数についてですが、平成23年度から行っており、28年度までの6年間で高齢者世帯が346件、子育て世帯が132件となっております。これらのうち、耐震改修と併せて行われたものは、耐震改修全体の約5%の割合を占めております。

それから、事業別説明書276ページ、277ページの特定建築物耐震化促進事業費の分です。

予算的には2億444万7千円というところなんですけど、去年は熊本地震の影響がありまして、執行がなかなかできずに、執行できたのは次のページの2,849万7千円、これは1件分の改修費なんです。大分市内のホテルということで、それ以外の2億円につきましては、翌年、平成29年度に繰越しとなっております。

それから、D評価というところなんですけど、やはりこの5件が全て予定どおり行っていれば、昨年度執行できているはずなんですけど、4月の急な地震によりまして、この5件の中に多く占めておりました別府のホテルに、急に宿泊数が例年の半分になるという事態が起きました。年末には回復したんですが、その影響がありまして、本来そのホテルの事業者はする予定だったんですけど、半分に減っては今後の資金計画にも不安ということで繰越しということになりました。その影響で執行できなかったということでD評価となっております。

**藤田公営住宅室長** まず、バリアフリー化工事につきましてお答えいたします。

現在、県営住宅の建て替えの際には全戸を

対象として、また、既存住宅につきましては高齢者向け改善工事を通じまして、段差解消や手すりの設置、浴室改修等のバリアフリーを進めているところでございます。

今後の進捗としましては、土木建築部の長期計画でございます土木未来（ときめき）プラン2015の中間目標値、平成31年度33.6%を1年前倒しで達成できると考えております。

今後、予算の確保と効率的な執行に努め、プランの目標値であります平成36年度35%の早期達成に向け、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

続きまして、シャワー設置についてでございます。

シャワー水栓設置工事の実施は、給水管工事により一定の給水圧が確保されるとともに、家賃の上昇や工事への協力等に関する御理解の下、住宅の棟単位で住民の大部分の御同意が得られた場合などの必要な条件が整った住宅から実施することとしております。

なお、住民への周知につきましては、具体的な工事着手にめどが立った時点で、説明会等の場において十分説明を尽くしてまいりたいと思っております。

**野口公共工事入札管理室長** 建設業の社会保険加入促進についてお答えさせていただきます。

国土交通省では、公共工事の社会保険等の未加入対策として、本年4月から、工事を実施する全ての下請業者を社会保険等の加入業者に限定いたしました。さらに、今月10月からは加入指導等に応じなかった場合に課す制裁金等のペナルティの規定を工事請負契約約款に新設するとともに、県に対しても約款の改正について要請があったところでございます。

しかしながら、県が発注する工事では、小規模な企業も多く、約款の改正には社会保険等に加入する義務のない個人事業主などが現場から不当に排除されることのないよう、十分な周知期間や加入までの猶予期間を検討す

る必要があると考えております。

そのため、社会保険等の加入の実態の把握を行い、また、業界の意見もしっかりと聞きながら、関係機関と連携して、法令上適切な社会保険の加入の指導や周知啓発に努めるなど、慎重に対応してまいりたいと考えております。

**堤委員** 先ほど2,800万円執行したという話をしておったんですけど、この主要な施策の成果で見ると、うち繰越しじゃなくて全額繰越しになっているんですね。それで、こっちの事業別説明書ではゼロ円になっている。つまり、2,800万円全額を繰り越したと思うんですけども、執行したんですか。それをもう一遍ちょっと。このゼロと、この2,800万円の事業の繰越しの関係。執行したら、当然ここに2,800万円と出ますよね。ちょっとそこら辺、もう一遍説明を。ちょっと分かりにくかったから。

それと、耐震改修の昭和56年以前のもので5%になっているという状況について、さっき答弁がありましたね。非常にそういう意味では少ないと思うんですよ。県とすれば、南海トラフがあるから耐震化、耐震化と言いつつながらも、やっぱり進捗率が非常に少ない。つまりこれは、一つには昭和56年以前という独居老人の方が多いたところが対象であるものだから、やっぱりお金の関係が出てきますから、そういう点では、これはもう少し緩和をしていくことも必要ではないかなと思うんですけども、そこら辺を再度お伺いします。

**古手川委員長** 2点でよろしいですね。

**堤委員** はい。

**宮本建築住宅課長** 2,800万円の話ですね。もう一度確認させてください。また後ほど。

それから、耐震化率の5%の分について先にお答えしたいと思っておりますけど、委員の少ないという認識のとおり、私も少ないと考えます。

これにつきましては、先ほど言いましたように、高齢者世帯と子育て世帯につきまして

は、昭和56年以前の建物をリフォームする場合でも同時に耐震化をなささいというような条件は付いておりません。しかしながら、当然、耐震化してもらう方が望ましいということで、子育て世帯と高齢者世帯の案内のときに、利用される所有者に対して耐震改修もしませんかという案内をしております。その結果もありまして、同時にするという方々が5%あったということです。こちらとしてはこれをもっと伸ばしてもらい、耐震改修の別な補助を使ってもらうということも促進しておりますので、この5%というのは伸びていく方が多いと考えます。

しかしながら、現在二つの事業につきましては、これを条件としていないということです。耐震化率を伸ばすために条件とすると、本来のリフォーム事業を申し込む方が、それならもうリフォームの補助を使わないというふうになるので、この条件は付けておりません。この5%というのは、実際は耐震改修の必要な建物があるんですけど、申込者の5%だけが耐震改修も併用して行っているということです。

**堤委員** 宮本さん、多分、発言通告と私が今質問した中身がちょっと違うものですから、ごっちゃになったのかなと思うんですけど、194ページの木造耐震改修の全体に対する改修率は何%かというのを聞いたんですね。それは分かりますか。木造で全体の何%——何千件も出さないかんのがあるじゃないですか。その中で、改修が実際三百何十件、28年にできているんですけど、累計で何割できているかというのを聞いたかった。もし分からなければ、また後でいいです。

**古手川委員長** よろしいですか。それと先ほどの2,800万円のところは少し整理していただいて、後ほど整理ができればまた答弁をお願いします。

では、次に移りたいと思います。

**土居副委員長** 私からは道路改良事業について質疑いたします。

まず初めに、国道442号今市—温見間の

整備についてです。

整備の現状と、将来的な整備の展望はどうか伺います。

それから、同じく国道442号野津原バイパスの整備についてです。未取得用地対策と地すべり防止区域の改良の状況を教えてください。

それから、3番目が県道湛水挾間線の整備についてです。改良の進捗状況を教えてください。

それから、国道442号、大分から竹田に入って熊本の黒川温泉の方に抜けている道ですが、久住の県境の整備を今しております。大分県側は整備が進んでいるんですが、熊本県側に入ると、カーブがきつく幅員も狭いので、熊本県側への要望はどのようにしているのかについて伺います。

それから事前通告していないんですが、県道庄内久住線久住工区の改良についてです。実は、先ほど昼休みにこの工区の住民代表の方からお電話を頂きまして、住民たちは住んでいる土地も家も譲る覚悟でこの事業を推進、協力しているのに、事業が一向に進まない、どうなっているのかというお叱りの言葉を頂きました。久住町の新町を通るバイパス工事の進捗状況とこれからの推進方法について伺います。

**稲井道路建設課長** お尋ねいただいた件のうち国道442号の関連、また庄内久住線について私からお答えを申し上げます。

まず、今市—温見間の整備方針でございます。本路線につきましては、大分—竹田間を結ぶ重要な路線の一つとして認識しておるところでございますが、何分、地形が急しゅんでありまして、多額の事業費も予想されること、また交通量も若干少なく、並行する県道久住高原野津原線などの代替路もございますことから、現下の厳しい財政状況下では早期の事業化は難しい状況と判断しています。

当面は、大分市側の石合地区におきまして局部的な改良工事を行うとともに、災害防除事業や、豊後大野市側では側溝の蓋掛けなど

身近な道改善事業によりまして、現道の課題解決に一步一步取り組んでまいり所存でございます。

今後、宗方拡幅を始め、県内他事業の進捗状況を注視し、地域の方々の御意見も伺いながら、中長期的な課題として検討してまいります。

また、お尋ねのあった野津原バイパスの整備に関しまして、用地取得の難航者との関係につきましても、現在も解決には至っておりません。引き続き交渉を進めておるところでございます。しっかりこの事業の目的なども御理解いただき、御納得いただけるように努めてまいりたいところでございますが、30年度のダム完成までを一つの目標としまして、この用地難航者の土地を避けた形で、車道を少なくとも2車線で通れるように改良する予定で現在調整を進めているところでございます。引き続き地元とよく相談しながら、早期完成に努めてまいります。

また、地すべり防止区域の改良についてなんですが、事業名としては野津原バイパスではなくて、県の単独事業ということで、先ほどの石合地区の局部改良の事業の中で手当てをする方向で現在取り組んでいます。

今年度、用地買収が完了しまして、現在工事発注に向けて入札手続中でございまして、年内には工事に着手する予定でございます。

また、一つ飛ばしまして、熊本と大分の県境、竹田から南小国の所でございます。こちらにつきましても、既に2車線で改良済みの区間でございますが、路肩も狭く非常にカーブも多いということで、現在、久住拡幅事業としまして幅員を広げる工事を行っています。この際に、熊本県側の瀬の本交差点までの区間を、熊本県と御一緒に事業ができないかということで事前に調整も図ったところでございますが、先方の事情もございまして実現に至っておりません。そのため、大分県側の事業をまず先行して行っているところでございます。

先月、熊本県と様々な道路事業に関する意

見交換を行ったところでございますが、震災復興が最優先される中、道路予算も非常に厳しいと伺っておりまして、熊本県側では他の事業箇所の進捗や優先度などを勘案しながら、引き続き検討をしていくと伺っているところでございます。

また、最後に御質問いただきました庄内久住線の久住工区でございますが、こちらにつきましても同様に幅員が狭く歩道もないということから、地元の非常に強い御要望もございまして、平成25年から事業に着手しておるところでございます。設計等も終わりました、既に用地買収に着手しています。今年の3月時点で約2割の土地をお譲りいただきまして、今年度には追加で3件の用地取得を目指して、現在1件御契約いただいたところでございます。引き続き、残り2件の用地も取得して――何分、改良事業でございますので、用地が片付いた後、現地に着手してまいりますので、今しばらく地元の方にとっては工事が行われていないということで御心配の面もあろうかと思いますが、しっかり頑張っておりますので、是非とも地元の方からも御支援をよろしくお願ひしたいと思ひます。

**和田道路保全課長** 県道湛水挾間線の整備についてお答えします。

湛水挾間線は現在、挾間側の谷工区と野津原側の田ノ口工区の2工区で事業化しております。挾間側の谷工区につきましても、昨年度から事業化しております、今年度は用地測量と用地買収の予定です。現在は土地の境界確認を完了しまして、補償物件の調査とか土地の鑑定をしているところでございます。12月頃から用地交渉を開始する予定となっております。

また、野津原側の田ノ口工区につきましても、今年度から事業化し、現在測量設計中でございます。10月の下旬頃、地元と設計協議を行う予定としております。

**土居副委員長** まず442号の今市―温見です。事業化の予定はないということなんです、交通量が少ないというのを毎回毎回、答

弁いただくんですけれども、竹田市民の皆さんは、わざわざ遠回りして久住高原線を使って大分市の南部の方に出て行っているんです。とても不便ですし、25年度には地元の期成会も立ち上げて、28年度には立て看板まで作ったんです。立て看板を作って早期の整備をお願いしますという声を上げております。是非とも、この声を聞いていただきたいと思っております。

それから、442号の久住の県境ですね。引き続き熊本県側にはお願いをしていただきたいと思います。

それから、庄内久住線です。これからしっかり取り組んでいくという答弁を頂きました。積極的な事業展開で、工事の進捗が目に見えるような事業を実施していただきたいと願っております。

以上、要望いたしまして質問を終わります。

**古手川委員長** よろしいですか。それでは、先ほどの答弁をよろしくお願いします。

**宮本建築住宅課長** 主要な施策の成果195ページの特耐震の分です。

28年度決算額の2,849万7千円は、事業別説明書の277ページの2,849万7千円を指していることとなります。

それから、特耐震の28年度の執行額ゼロ円ですが、ここの2億444万7千円については、全額29年度に繰り越しております。

それから、先ほどの2,849万7千円というのは、27年度からの繰越し分を執行した分ということで、失礼しました。

**古手川委員長** 堤委員、分かりましたか。

**堤委員** まだ。27年度分の繰越しを28年度にしたということだね。ここはそういうややこしい書き方しておるわけだね、繰越しというのは。取りあえず28年度に繰り越してこういった形になるということだよ。まあ、説明で分かります。

耐震率は、ちょっと分かるかな。

**古手川委員長** じゃ、再質問ということで。

**宮本課長**、今のは分かりましたか。

**宮本建築住宅課長** これについては、間違っ

て答弁すると申し訳ないので、もう一度趣旨を確認したいと思います。

**古手川委員長** それでは、ちょっと混乱をしているようでございますので、これは委員会終了後に個別に説明を。そして、それで必要であればまた決算特別委員会に返していただければと思います。よろしく願いいたします。

**藤田委員** 2点お伺いいたします。

まず1点目は、発注、精算方法に関してなんですが、例えば事業別説明書の247ページの九州の東の玄関口拠点づくり促進事業費、また、248ページの共生のまち整備事業費あるいは安全・安心を支えるインフラ点検事業費、253ページの身近な道改善事業費等、予算額2,500万円で決算額2,500万円とか、予算額8千万円で決算額8千万円、あるいは予算額8億円で決算額8億円というようなもの、これらの発注や精算がどのように行われているのかということを確認させていただきたいと思っております。

そして2点目ですけれども、今回の事業の中でも、特に防災、減災対策あるいは耐震化に関わる宅地耐震化推進事業、あるいは木造住宅耐震化促進事業、特定建築物耐震化促進事業等を、国の作っているメニューの中で、どのように県として事業化していくのか、これらを検討する際に、例えば関係部局、防災局等との協議と連携がどのように行われているのかということをお伺いいたします。

**麻生建設政策課長** 1点目の発注、精算についての御質問でございますけれども、お尋ねの4事業につきましては、発注につきましては土木事務所若しくは本庁で行って入札しているところでございます。

その場合、消費税を含んだ契約額となりますので、端数が生じる場合も当然でございます。お尋ねの4事業の中で、九州の東の玄関口、共生のまち及びインフラ点検の3事業につきましては、目的が同じ他事業と合算し、予算額を精算しているということでございます。

もう一つの事業、身近な道改善事業につき

ましては、予算内で変更契約し、最終的には印刷消費税で端数処理をしているところがございます。

**渡辺都市・まちづくり推進課長** 宅地耐震化推進事業について説明いたします。

本事業は、平成7年の阪神淡路大震災や平成16年の新潟県中越地震などにおいて、大規模に盛土造成された宅地で滑動崩落等による被害が多く発生したことから、国の補助事業として創設されました。平成23年の東日本大震災を契機に、全国的に取組が進められたものでございます。

このため大分県では、詳細な予測調査などの対策事業の事業主体となる市町村と事前に協議をいたしまして、平成27年度から中核市である大分市を除く全ての市町村分につきまして、順次、前段階である大規模造成地の位置を示すマップの作成に取り組んでいるところでございます。

**宮本建築住宅課長** 木造住宅耐震化促進事業について説明します。

平成18年に国の住生活基本計画の策定に合わせて、大分県計画で、阪神淡路大震災のとき多くの木造住宅が倒壊したことから、特に耐震化率が低く棟数も多い木造住宅の耐震化に向けて早急な対策が必要ということで、事業主体となります市町村の意見を踏まえて、土木建築部で事業化しました。

それから、特定建築物耐震化促進事業につきましては、平成25年5月に耐震改修促進法が改正されまして、不特定多数の人が利用する大規模なホテルや店舗等について耐震診断を行うこととその結果の公表が義務付けられました。また、時限措置といたしまして、国から耐震改修への助成が行われることになりましたことから、該当施設のある市や町との協議を重ねまして、補助制度を創設しました。この事業につきましては、大きな負担が掛かる中小企業事業者の軽減を図るために、商工労働部の関係課と調整を図りました。

**藤田委員** 1点目の理屈は分かりました。その事業だけではなくて、ひっくるめて発注を

しているということなので、ちょっと個別のものでまたお尋ねしたい件についてはお尋ねをさせていただきたいと思います。

2点目の耐震化は、例えば今回の一般質問で取り上げた木造住宅の耐震化でマンションが対象になっていないとか、メニューについては多分、国の耐震化のメニューが幾つかあって、その中から県の事業として取り上げて国庫支出金も入れながら対応しているもの、更にそれを市町村に交付しているものというのがあると思うんですけども、県の防災計画だとか、あるいはそれぞれの自治区が持っている避難行動計画とか、そういうものとの連動があって事業が組み立てられているのかどうかという点がちょっと気掛かりでした。

今年の3月に大分県の耐震改修促進計画が改定されています。この後に、大分市の耐震改修促進計画も改定されているんですけども、緊急輸送道路等については、その沿線の建物で、旧耐震のもので道路に倒壊した場合に障害物になるものについては、耐震診断と改修をしなければならないと義務付けられるわけですね。大分県で緊急輸送道路ネットワークというのを構築して、大分市もそれに基づいて、今度。緊急輸送道路は市町村をまたぐ道路ですが、もう1個、市町村は避難路ですね。津波から避難する道路、それから通学路等を個別に指定して、それらの耐震改修を促すということになっているんですけども、どうも大分市の計画の中では、そういう避難路や通学路等の指定がされていないと見受けられます。耐震化の改修は今は木造が対象になっていますが、そういう視点だと、マンションを始めとする共同住宅やその他の建築物の改修もやっぱり促進しなければいけないはずなんですけれども、その辺の連動がうまく行っていないのではないかと気がなりました。特にマンションの関係は、賃貸、分譲を問わず、そういう避難路となるべき道路の沿線に立地しているものが多くありますので、是非その辺を再度、大分市、別府市始め各市町村と、特にこの耐震改修促進計画に

おける避難路と通学路の指定の状況については是非把握をして、問題がないか確認していただきたいということを要望としてお願いさせていただきます。

**古手川委員長** 要望という形でよろしいですね。

**藤田委員** はい。

**古手川委員長** ほかに、事前通告をされていない委員で質疑がございましたら。

**河野委員** 先般、台風第18号による災害が発生いたしましたして、私どもも次の日には現地に行かせていただきまして、地域によっては、床上浸水が極端に激しいところもございました。そこで伺ったのは、県管理の河川の堆積土砂の除去について、自治会を挙げて、市を通じて土木に何回も要望をしたけれども聞いてもらえなくて、今回こういう水害になってしまったというお話でした。

現地を調査したところ、確かに上流部から下流部にかけて河川幅員が狭められている所で、なおかつ両側の護岸の一部が上流部よりも低くなっている所、そこから水が始まったという現実がございました。

更には言えば、その地域に施工された道路のバイパス工事によって、そのバイパス自体が堤防のような高さの状況になって、集水域から考えたときに、いわゆる三角地のような形になって全体が非常に大きな浸水に見舞われたと。首までつかって避難したと言われる方が何人もいらっしゃったわけでありまして。

主要な施策の成果の188ページの河川事業は、要するに洪水等による災害の防止、軽減が図られるような対策ということで書かれているわけでありまして、そういった県南という比較的水害が発生していないような地域にあっても、洪水が発生しやすい地域の把握、判定が河川の管理にどのように生かされているのかについてお伺いしたいと思います。

**後藤河川課長** 河川の管理と河川内の土砂除去について御説明いたします。

確かに、河川河床掘削の要望は大変多うございまして、1年で皆様の要望にお応えする

というのはできておりません。ただ、その中でも本当に緊急を要する場所、3割以上たまっている場所、また、過去に被災した場所等を優先的に実施してございまして、ちなみに28年度の中では、これは県単費の中だけの話でございますが、河川改良事業では43河川、そして更に緊急河床掘削事業として別に掘削専門の事業を頂いておりますが、その中でも22河川、合わせて65河川で河床掘削等を実施しております。

今般のような災害ではやっぱり対応できていない所もございまして、今後とも、よく地域の声を聞きまして、しっかり優先順位を付けて対応してまいりたいと考えております。

**河野委員** その地域の皆様方の所に伺った際に、過去においてここまで水が上がったということから、かなり高い所まで地盤を上上げていたと。そこをまた更に今回もっと激しい形で高く水位が上がってしまって床上浸水まで行ったということが100軒近いお宅で起こっているという現実について、県はそういった地域の河川の改修要望にどうして応えてくれないのかという非常に激烈な声を頂いたところでございます。

その意味で、危険箇所の判定とか洪水が起こる可能性の判定というものについての何か客観的な基準、そして、さっき言われた優先順位を付けてしゅんせつ等をやられる部分についてはきちんとした説明がないと、予算がないからこの順位はまだ来ませんという言われ方をただけだったということで、その辺も若干の不満に――若干というか相当の不満につながっております。そういうこともございまして、是非、地域の要望に対する丁寧な対応をお願いしたいと、要望でございます。

**古手川委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** では、委員外議員で質疑がございましたら。

〔「なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** それでは、本日の質疑等を踏

まえ、全体を通して、委員の皆さんから何か質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** ほかに特別にないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、これをもって土木建築部関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

**古手川委員長** それではこれより内部協議に入ります。

先ほどの土木建築部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたらお願いします。

**濱田委員** 身近な道づくり予算ですね。これはいつも二、三年で名前が変わって継続をしておるんですけども、非常に住民からの期待というか要望が高いんです。だから是非、名前は変わってもいいんですけども、少し予算を増額して、8億円とか言わず10億円ぐらいやって、パッと対応ができるような措置を是非お願いをしたいと思いますので、来年度に折り込んでいただきたいと思います。

**藤田委員** 先ほど申しあげました耐震化のメニューなんですけれども、例えば他の都道府県の県庁所在地を見てみると、宮崎県は共同住宅も対象にしているんですね。長崎県は、賃貸物件のみ対象にしていたり、あるいは福岡や北九州は共同住宅のみで、戸建て住宅は対象外にしていたりと、それぞれの地域の防災事情に合わせた形で、国の補助事業を使いながらメニューを展開しているということなので、選定に当たっては、やはりそれぞれ県内の市町村の実情を踏まえて、それらを網羅できるような形でメニュー設計をしていただきたいということを要望で上げていただけれ

ばと考えております。

**古手川委員長** それでは、濱田委員、藤田委員から頂きました御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思います。

詳細につきましては委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** それでは、そのようにいたします。

以上で土木建築部関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔警察本部、委員外議員入室〕

**古手川委員長** これより警察本部関係の審査を行います。

執行部の説明は要請した時間の範囲内となるよう、要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、警察本部長及び関係者の説明を求めます。

**太刀川警察本部長** この度の異動により、10月4日付けで大分県警察本部長を拝命いたしました太刀川でございます。よろしくお願ひいたします。

また、古手川委員長を始め、委員の皆様方におかれましては、平素から警察業務の各般にわたり御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

県警察といたしましては、日本一安全な大分の実現に向け、県民の安全・安心を守るための各種取組を着実に推進してまいりますので、委員の皆様方には、今後とも引き続き、県警察に対し御指導賜りますようお願い申し上げます。

それでは、審査報告書に対する措置状況報告及び主要な施策の成果につきまして、警務部長から説明させます。

**加門警務部長** それでは、平成27年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告

並びに平成28年度における主要な施策の成果について、御説明いたします。

初めに、昨年度の決算特別委員会で御意見を頂いた事項のうち、警察本部関係について、措置状況を報告いたします。

お手元の平成27年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の22ページをお開きください。

(3) 個別事項の⑫警察職員の育成についてでございます。

若手警察官の早期戦力化については、採用から3年間をスキルアップ推進期間と設定し、地域警察官として単独で勤務できるように必要な項目を計画的に習得していく取組を推進しています。

また、ベテラン職員の経験やノウハウを伝えていく取組として、警察署においては、実務能力の優れた者を指導員に指定して、新任警察官に対する現場同行指導を行いながら、日々発生する事件・事故等を通じた実務指導を行っています。

さらに、本部においては、職務質問や捜査技能に卓越した職員を技能指導官や本部指導員に指定し、警察署と連携した実践的総合訓練を通じて指導を行うなど、技能の伝承に取り組んでいます。

警察職員に対する高い倫理観、使命感、法令遵守等の職務倫理の確立については、警察学校はもとより、それぞれの職場においてもその確立に努めています。

特に採用時における教養は、警察官としての身の処し方、良識ある社会人としての在り方等について具体的に教養を行い、職務倫理の確立に努めています。

また、職場においては、係や年齢別のグループにより、職務倫理について討議を行う小集団活動やDVD等の視聴覚教材の活用による教養を行っています。

その他中高年職員、特に長期間学校教養を受けていない職員に対しては、計画的に集合教養を行い、これら職員がしっかりした信念を持って職務に精励し、後輩の指導に当たる

ための教養を実施しています。

今後も、県民の期待と信頼に応える強い警察の確立に向けて、職員の育成に努めてまいります。

以上で平成27年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況についての報告を終わります。

続きまして、平成28年度における主要な施策の成果について御説明いたします。

警察本部では、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の施策のうち、犯罪に強い地域社会の確立及び人に優しい安全で安心な交通社会の実現を達成するため、四つの事業に取り組んでおります。

お手元の冊子、平成28年度における主要な施策の成果の231ページをお開きください。一つ目は、地域防犯力強化育成事業です。

この事業の内容は、非行防止等の専門知識を有する嘱託職員であるスクールサポーターを配置し、学校への支援・助言活動を行うほか、大分県警察電子メール情報配信システム、通称まもめーるによる防犯情報の提供を行うもので、平成28年度の決算額は2,015万4千円です。

事業の成果ですが、スクールサポーターによる学校内外での少年非行防止活動や、定期的な学校訪問における情報交換、助言活動等により、刑法犯少年の検挙・補導数は大幅に減少しました。

また、まもめーるでのタイムリーな情報発信により、子どもに対する声かけ事案や特殊詐欺事案等の注意喚起を図ることで、地域の防犯力の向上に努めました。こうした取組の結果、刑法犯認知件数の抑止目標を達成することができました。

この事業の総合評価につきましては、二つの活動指標及び成果指標である刑法犯認知件数、いずれも目標を達成できましたことからA評価としております。今後の方向性は「継続・見直し」としております。

次の232ページをお開きください。二つ目は、特殊詐欺被害防止総合対策事業です。

この事業の内容は、特殊詐欺の被害に遭いやすい高齢者の財産を守るため、被害者となる危険性の高い高齢者宅に電話をかけ注意喚起を行うコールセンター事業のほか、犯行グループからの電話をけん制し、通話内容を録音することができる自動警告・通話録音機の無償貸与、そのほかチラシやポスターの配布などによる効果的な広報活動等を行うもので、平成28年度の決算額は1,575万6千円です。

事業の成果ですが、これら犯人と話をしない対策、犯人からだまされない対策等の取組の結果、主に高齢者の被害が減少し、被害額は前年よりも約1億5,500万円大幅に減少しました。

この事業の総合評価につきましては、コールセンター注意喚起完了件数など三つの活動指標はいずれも目標を達成できましたが、成果指標である特殊詐欺被害件数が、高齢者以外の世代で被害が増加したことから、161件以下の目標に対し、被害件数は219件、達成率も64.0%と目標達成に至らなかったため、C評価となっております。今後の方向性は「継続・見直し」としております。

次に、233ページを御覧ください。三つ目は、高齢者交通事故防止総合対策事業です。

この事業の内容は、交通ボランティアによる高齢歩行者の事故多発地域における交通安全指導や広報啓発活動、地域包括支援センターの職員や民生・児童委員との連携による交通安全指導等のほか、危険予測トレーニングシステム「動画KYT」を活用した参加・体験型の交通安全教育を実施したもので、平成28年度の決算額は386万4千円です。

事業の成果ですが、交通ボランティア等による高齢者家庭への訪問を通じた交通安全指導や、講習用機材を活用した参加・体験型講習を実施した結果、高齢者死傷者数は1,154人でした。

前年に比べて、高齢者の死者数は減少しましたが、負傷者数が増加したため、達成率は97.6%となっております。

この事業の評価につきましては、三つの活動指標のうち、高齢者宅訪問数の達成率は87.0%であったものの、その他二つの活動指標及び成果指標である高齢者死傷者数がいずれもa評価であったことから、総合評価はA評価となりました。今後の方向性は「継続・見直し」としております。

次に234ページをお開きください。最後、四つ目の交通安全施設整備事業です。

この事業の内容は、事故危険箇所の対策や交通安全施設等の整備、歩行空間のバリアフリー化やゾーン対策等を推進するもので、平成28年度の決算額は6億6,352万2千円です。

事業の成果ですが、信号機の新設や高度化を行うなど交通環境の改善を図るとともに、ゾーン30規制などの生活道路対策を中心に標識や標示の整備を推進した結果、交通事故死傷者数の抑止目標を達成することができました。

この事業の総合評価につきましては、信号機の新設数など四つの活動指標及び成果指標である交通事故死傷者数のいずれもが目標を達成したことから、A評価となっております。今後の方向性は「継続・見直し」としております。

以上で警察本部における主要な施策の成果についての報告を終わります。

**田原会計課長** 平成28年度一般会計決算のうち、収入未済額及び事業別の決算状況につきまして御説明いたします。

お手元の平成28年度決算附属調書を御覧ください。

3の収入未済額調書について御説明いたします。

22ページをお開きください。中ほどに記載しております、諸収入のうち、延滞金の警察本部会計課分5万3,400円及びその二つ下の過料等987万5千円につきましては、放置違反金に係る収入未済額でございます。

この過料等987万5千円のうち、訪問徴収などにより、本年8月末までに121万3

千円を徴収しております。

23ページを御覧ください。上から四つ目、雑入の警察本部会計課分43万5,278円につきましては、白バイに追突した交通事故の当事者が修理代の支払に応じないことによる収入未済額でございます。

次に、事業別の決算状況を別冊の平成28年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書により御説明いたします。

339ページの平成28年度歳出決算総括表をお開きください。

第9款警察費は、予算現額257億6,078万5,820円、支出済額255億2,691万767円、不用額2億3,387万5,053円でございます。

341ページをお開きください。決算の内容につきまして、主要な施策の成果で御説明したものを除き、主なものを歳出予算の目別に御説明いたします。

金額につきましては、決算額のみとし予算額については省略させていただきます。

第9款警察費のうち、第1項警察管理費第1目公安委員会費の決算額は794万7,782円で、その内容は、公安委員3人の報酬が678万円、公安委員及び事務局職員の旅費等、公安委員会の運営に要した経費が116万7,782円でございます。

次に、第2目警察本部費の決算額は220億2,382万5,888円で、その内容は、警察官2,036人、一般職員334人、計2,370人分の給与費が205億6,742万1,756円、警察運営費が14億5,640万4,132円でございます。

警察運営費の主な内訳は、そのページの一番下に記載しております、職員に対する児童手当の支給に要した経費が2億4,432万5千円です。

342ページをお開きください。上から三つ目の警察官等に貸与する被服の調製に要した経費が1億2,154万4,093円、赴任旅費、健康管理経費、暖房用燃料、光熱水費等の警察運営諸費が10億8,105万9

64円、予備費の支出ですが、鑑識活動中におけるフローリングの損傷に伴う損害賠償に要した経費が4万4,820円でございます。

次に、第3目装備費の決算額は3億5,297万8,014円で、その主な内容は、ヘリコプターの特別点検整備等に要した経費が、1億866万4,698円、警察車両、ヘリコプター、船艇及び各種装備品の維持管理に要した経費が6,589万9,970円、警察車両、ヘリコプター及び船艇の燃料購入費が1億7,047万4,114円、三つ飛ばしまして、予備費の支出ですけれども、熊本地震に係る県有施設等の応急対策に要した経費が30万3,027円、同じく予備費の支出で、米軍実弾射撃訓練に要した経費が21万2千円でございます。

343ページを御覧ください。第4目警察施設費の決算額は13億5,953万9,354円で、その主な内容は、鑑識科学センターの実施設設計等に要した経費が942万3,200円、大分東警察署の庁舎建設等に要した経費が1億2,354万2,387円、駐在所3か所の建設に要した経費が8,814万7,983円、その下の警察施設改修費のうち、一つ飛ばしまして、二つ目の項目、予備費の支出でございますが、熊本地震に係る県有施設等の応急対策に要した経費が548万6,400円、二つ飛ばしまして、信号機等の電気料、回線専用料、保守管理委託料等、交通安全施設の維持管理等に要した経費が3億5,691万5,819円、一番下ですが、同じく予備費の支出で、熊本地震に係る県有施設等の応急対策に要した経費が136万6,200円でございます。

次に、第5目運転免許費の決算額は6億9,412万1,994円で、その主な内容は、認知症等早期発見支援事業として保健師等非常勤職員2名の配置に要した経費が553万7,425円。

344ページをお開きください。道路交通法の一部改正に伴う運転者管理システムの改修等に要した経費が1億1,504万8,5

12円、一つ飛ばしまして、運転免許証更新時の講習に要した経費が7,788万2,604円、一番下の運転免許試験の実施、施設の維持管理等、運転免許業務に要した諸経費が4億4,976万825円でございます。

次に、第6目恩給及退職年金費の決算額は4,986万3,696円で、その内容は、昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族に支給した警察恩給費でございます。なお、9月1日現在の支給対象者は41人でございます。

345ページを御覧ください。最後に、第2項警察活動費第1目警察活動費の決算額は10億3,863万4,039円でございます。

その主な内容は、一般警察活動費が4億4,356万2,041円で、その主な内訳は、上から四つ目の交番相談員及び警察安全相談員の配置に要した経費が6,193万2,766円、二つ飛ばしまして、警察電話等回線専用料及び加入電話使用料等が1億6,042万1,212円。

次に、刑事警察費が2億3,134万4,097円で、その主な内訳は、捜査支援システムの整備及び維持管理に要した経費が6,075万1,312円。

346ページをお開きください。上から三つ目の捜査用資器材の整備、捜査資料の作成等、刑事・生活安全警察活動に要した諸経費が1億880万9,353円。

次に、交通指導取締費が3億4,797万1,997円で、その主な内訳は、上から二つ目の通信指令システムの維持管理に要した経費が1億3,157万6,760円、三つ飛ばしまして、放置違法駐車車両の確認事務等の民間委託等に要した経費が3,889万2,522円、二つ飛ばしまして、取締用資器材の整備等、交通警察活動等に要した諸経費が1億5,460万3,839円、予備費の支出でございますが、米軍実弾射撃訓練に要した経費が21万5千円でございます。

以上で説明を終わります。

よろしくお願い申し上げます。

**古手川委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔かつ明瞭に答弁願います。

事前通告が3名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

**堤委員** 1点、警察活動費の中で捜査に使用するビデオカメラ等の賃貸使用契約を結ぶとなっていますが、昨年度実績及び現在までの契約があるかどうか。あれば、その件数を教えてください。

**田原会計課長** 昨年度でございますけれども、刑事警察費の中で捜査に使用するビデオカメラの借りに要した経費につきましては、先ほど御説明いたしました決算事業別説明書の346ページをお開きください。

その上から三つ目、犯罪捜査等諸費に計上しておりますけれども、決算額は317万6,960円、台数は延べ54台でございます。契約件数は10件でございます。

それから、今年度の状況ですけれども、9月末現在で、同じく刑事警察費の中で276万9,120円、延べ35台を借り上げております。件数は2件でございます。

**堤委員** 今のリース契約の関係の台数ですよ、そういう質問をしましたから。

それでは、今現在所有している台数、これが今何台あるかというのが分かれば。そして、それはその刑事警察費の中で、具体的にどのような形で使用されるのかについて教えてください。

**田原会計課長** 私から台数について御回答します。

台数につきましては、9月30日現在で186台所有しております。

**高山刑事部長** どのような形で使用するのかということにつきましてお答えをいたします。

この186台につきましては、当然機能も

違うんですけども、捜査用の機材という形で捜査に利用するというものでございます。

**堤委員** 当たり前の話ですよ、それはね。それは分かりました。

それで、今日は本部長、二日目の議会になりますので、前本部長の時代に、やはり別府警察署における違法な盗撮、ビデオカメラの設置問題だとか、これまでの一連の警察官による不祥事等々が起きております。それで、大分県に來られて、当然そこら辺の問題というのは教育をしていくという形で正していかなければならない問題ですけども、本部長として赴任された今、どのようにこの問題を捉えておられるのか、それをお聞かせいただきたいと思ひます。

**太刀川警察本部長** 私も一昨日、その前の日ですか、着任以來、あるいはその前から松坂前本部長からも引継ぎを受けまして、これまでの大分県警察の、今、堤委員が御指摘になったような事案についても承知をいたしておりまして、着任時等においても、それを踏まえて県警察においてどのような方向で進むべきか考え、指示をしてきております。非常に御批判を受けている事案ではございますけれども、私といたしましては、大分県警察というのは、基本的には極めて実力の高い組織であると考えております。

個々の警察職員が、その職責の重要性を認識して職務に取り組むことによって、御指摘のような事案を防ぎ、更に成果を上げていくことができるものと考えております。

また、松坂前本部長の下で示された再発防止対策もございまして、これについてもしっかりと対応してまいりたいと考えております。

**土居副委員長** 私からは施策の成果234ページ、交通安全施設整備事業について伺います。

現在、竹田市の中心市街地では、人に優しいまちづくりを積極的に進めていますが、昨年度のこのまちづくりの議論の中で、竹田のまちの中心にある信号機を例えばなくしては

どうかとか。また、町なかに入っていく入口部分にラウンドアバウトを設置したらどうかと、そういう議論をしております。

まちづくりの方向はこうなんですけども、やはり同時に交通の安全を確保しなければなりません。そこで、まちづくりの中で実現させたいねと言っているこの二つの議論ですけども、人に優しい安全で安心な交通社会を実現していこうとされている警察本部は、どのような考えを持っているのか、その見解を聞かせてください。

**三浦交通規制課長** 信号機の設置に当たっては現地の交通量、交通事故の発生状況、地域住民の意見などを総合的に判断して設置しております。ラウンドアバウトにつきましては、不要な待ち時間の解消や災害に強い交差点として効果的なものと考えております。

また、議員御指摘のとおり、中心市街地のまちづくり推進の面からも、信号機の撤去も含めまして、人に優しい安全で安心な交通社会実現のために、関係機関と連携の上、検討していく所存でございます。

**土居副委員長** 関係機関と連携の上でということでございます。まちづくりを議論するんですけども、様々な規制でなかなか実現しないということがよくあります。ですが、様々な機関が連携することによって、一緒に汗をかくことによって、より良いまちづくりが可能になります。是非ともいろいろ知恵を頂きながら、一緒にまちづくりをしていきたいと思っております。

新しく赴任されました太刀川本部長、新しい体制になりますが、引き続き何とぞよろしくお願ひいたします。

**玉田委員** 私は高齢者交通事故防止総合対策事業についてお伺ひいたします。

高齢者の安全という部分で、例えばクローズアップされています認知症の問題等々、警察の皆さんの力を借りながら安心・安全に生活するという状況が普通になっております。そういう中で、この事業では、地域包括支援センターとの連携を取りながら事業を進めて

いるということですが、この活動指標を見たときに、ちょっと教えていただきたいことがあって、例えば高齢者宅の訪問数、目標が28年度で4,794戸、実績が4,170戸ということで、目標が一桁で細かいなと。それで、この4,794戸の目標をどういうふうな積み上げをされているのか。そういう意味で、この質問の通告では、当該高齢者宅の選び方についてということにしているんですけども、その点についてまず一つ。それから、今申し上げた目標件数の設定の方法。

それから地域包括支援センターとも連携しているということで、県下多くの包括支援センターがありますけれども、その中で77という数字が出ておりますので、大体これは県下でどのくらいをカバーしているのか、活動指標についてお伺いしたいと思います。

それから、大きな2点目は、先般、生活環境部の高齢者交通安全対策推進事業について、免許の自主返納の件が指標としてありましたので、昨今、要は免許を返納した後の生活支援をどうするかという大きな課題がクローズアップされておまして、そういう意味で、生活環境部など関連部署の中できちっと連携を取られて、政策として提示されているんだろうかというお話の中で、返納者の市町村別の人口、それから年齢、理由等々についてお伺いしたわけですけども、数字は警察本部が持っているということだったので、この質問をしました。

通告したところ、こういう表にしっかりまとめていただいておりますので、この数字のことについてはお伺いしませんけれども、これは警察管内ごとですけども、今後、市町村ごとに数字をまとめる方向なのかどうか、その点についてお伺いをしたいと思います。

**横山交通企画課長** 高齢者宅の訪問活動についてお答えをいたします。

本事業は、高齢歩行者セーフティサポーターによる高齢者宅の訪問活動を行うもので、3か年事業となっております。

高齢者宅の選定は、過去5年間に高齢歩行

者事故が多発した地域を警察署ごとに1から4地域指定し、これらの地域内の高齢者宅を訪問活動の対象としたものであります。

目標件数の設定につきましては、9月21日から11月30日までの訪問期間中に県下17の事故多発地域を指定し、1地域当たり282世帯を訪問することと定め、目標世帯数を若干端数が出ますけども、4,794世帯としたものであります。

また、地域包括支援センターとの連携地区につきましては、県下59の全ての地域の包括支援センターでありまして、センターの専門職員がその業務を通じて高齢者及びその家族に交通安全指導を行うことを依頼しているものであります。

**曾根崎運転免許課長** 大きな2点目についてお答えいたします。

初めにお断りいたしますけども、自主返納数の統計は県警では年統計で取っておりまして、知事部局、生活環境企画課策定の資料にある高齢運転者の自主返納数2,927人は、平成28年中の数ということになります。県警における自主返納数の数値につきましては、部内の資料として活用する目的で、警察署単位で手入力により作成しており、委員御質問の市町村別統計は現在作成しておりません。警察署別の自主返納件数につきましては、お手元のとおりとなっております。年齢につきましてもお手元の資料のとおりでありますので、65歳以上の方につきましては、95%という大半を占めているという現状でございます。

また、自主返納につきまして、個人的な理由も多くて、この件につきましては、プライベートに立ち入るといこともございますので、理由については特に今のところ聴取しておりません。

今後についてでございますが、自治体における自主返納支援の充実に伴いまして、免許証の自主返納件数も大幅に増加してきております。このことから、今後は、市町村への資料提供等にも応えられるよう、来年、平成30年統計から、市町村別の集計を加えること

にしております。

**古手川委員長** ほかに事前通告されていない委員で、質疑はありませんか。

**河野委員** 先ほど読み上げられました措置状況報告書についてお伺いをさせていただきたいと思います。

この措置状況報告にあるとおり、教養の実施、そして高い規範意識の向上に向けた取組ということが掲げられておりますが、この警察本部の様々な事件等により、この取組が本当に効果を上げているのかということが非常に大きな課題かと思えます。

その意味で、やはりなぜこのように規範意識が低下しているのかという原因分析とそれに対する対応——今の教養の在り方でいいのかというような。警察官、職員の皆様方のそういった高い使命感その他、やはりきちんとした対策を打ち出して、全面に県民の信頼を回復するための、正にそういった活動ということが必要ではないかと思えます。その辺について具体的な展開があれば教えていただきたいと思えます。

**加門警務部長** 県警では、これまであらゆる機会を利用しまして職務倫理教養や職員に対する個々面接などによりまして、心情の把握や指導に取り組み、非違事案防止対策を継続的に行ってまいりました。昨年度から本年にかけて、今御指摘のように、様々な度重なる非違事案の発生を受けまして、本部長が各所属長に対して再発防止を図るよう指示したほか、緊急の副署長、次席等会議、それから署長会議を開催するなどして、綱紀肅正と再発防止を図ってまいったところでございます。

また、各所属におきましても、職務倫理教養のほか、職員に対する個々面接や非違事案をテーマとした小集団活動等を実施しまして、職員一人一人の非違事案防止に向けた意識付けや倫理観のかん養に取り組んできたところでございます。

今後は、これらの取組を深めると言いますか、心に響く教養等に取り組ましまして、しっ

かりと浸透させていきたいと考えておるところでございます。

**河野委員** 警察官の皆様に対する私の過去からの認識と言いますと、やはり誇りを持った職業であったということをつくづく最近感じます。その意味で、住民の模範であり、また住民の治安を守っていくという高い使命感と誇り、この二つを兼ね備えた大分県警の警察官、職員の皆様であっていただきたい。これは、住民の皆様のご切なる願いであると思えます。是非、効果の上がる取組につきまして、よろしくお願ひしたいと思えます。要望です。

**古手川委員長** 委員外議員の方で質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** それでは、全体を通して委員の方からほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** 別にないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって警察本部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔警察本部、委員外議員退室〕

**古手川委員長** これより決算審査報告について内部協議に入ります。

先ほどの警察本部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思えますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願ひいたします。

**堤委員** 先ほども指摘いたしましたけれども、28年度に起きた事件でありますので、そういう点では、今回のこういう事件を2度と起こさないという高い彼らなりの反省も含めた内容を是非今回の報告書にも反映していただきたいなど。

文言はどういった形がいいのか、ちょっと

私も今分かりませんが、そういう立場で入れていただければと思っております。

**古手川委員長** それでは今堤委員から頂いた御意見、本日の審査におけるを質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** それでは、そのようにさせていただきます。

以上で警察本部関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で本日の審査日程は終わりましたが、この際、何かございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

**古手川委員長** それでは次回の委員会は、10日火曜日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。  
お疲れさまでした。